

# 畜産・酪農をめぐる情勢

令和7年1月

農林水産省  
畜産局

# 目次

## 【畜産・酪農の概況】

|                   |         |             |         |
|-------------------|---------|-------------|---------|
| ○ 我が国の農業における畜産の地位 | ・ ・ ・ 3 | ○ 畜産物の食料自給率 | ・ ・ ・ 5 |
| ○ 畜産の都道府県別産出額     | ・ ・ ・ 4 |             |         |

## 【牛乳乳製品関係】

|                 |          |                     |          |
|-----------------|----------|---------------------|----------|
| ○ 生乳の需給構造       | ・ ・ ・ 6  | ○ 乳用後継牛の確保に向けた取組    | ・ ・ ・ 14 |
| ○ 最近の生乳の生産・処理状況 | ・ ・ ・ 7  | ○ 酪農経営における労働負担の軽減   | ・ ・ ・ 15 |
| ○ 生乳の用途別仕向量の推移  | ・ ・ ・ 8  | ○ 酪農の生産性の向上、省力化の推進  | ・ ・ ・ 16 |
| ○ 生乳需給の推移       | ・ ・ ・ 9  | ○ 畜産・酪農の就農・後継者支援対策  | ・ ・ ・ 17 |
| ○ 乳製品需給の推移      | ・ ・ ・ 10 | ○ 畜産・酪農における新たな人材の活用 | ・ ・ ・ 18 |
| ○ 総合乳価の推移       | ・ ・ ・ 11 | ○ 酪農の経営安定対策の概要      | ・ ・ ・ 19 |
| ○ 生産コストと所得の推移   | ・ ・ ・ 12 | ○ 改正畜産経営安定法における生乳流通 | ・ ・ ・ 20 |
| ○ 乳用牛飼養戸数・頭数の推移 | ・ ・ ・ 13 |                     |          |

## 【牛肉関係】

|                      |          |                   |          |
|----------------------|----------|-------------------|----------|
| ○ 牛肉の需給動向            | ・ ・ ・ 21 | ○ 肉用子牛対策の概要       | ・ ・ ・ 28 |
| ○ 牛枝肉卸売価格（中央10市場）の推移 | ・ ・ ・ 22 | ○ 肉用子牛生産者補給金制度    | ・ ・ ・ 29 |
| ○ 肉用子牛価格の推移          | ・ ・ ・ 23 | ○ 優良和子牛生産推進緊急支援事業 | ・ ・ ・ 30 |
| ○ 肉用牛飼養戸数・頭数の推移      | ・ ・ ・ 24 | ○ 肉用牛肥育経営安定交付金    |          |
| ○ 肉用牛繁殖雌牛の動向         | ・ ・ ・ 25 | （牛マルキン）の概要        | ・ ・ ・ 31 |
| ○ 肉用牛生産基盤の強化に向けた取組   | ・ ・ ・ 26 |                   |          |
| ○ 繁殖経営の生産性の向上、省力化の推進 | ・ ・ ・ 27 |                   |          |

## 【豚肉関係】

|               |          |                      |          |
|---------------|----------|----------------------|----------|
| ○ 豚肉の需給動向     | ・ ・ ・ 32 | ○ 豚の生産能力向上への取組       | ・ ・ ・ 35 |
| ○ 豚枝肉卸売価格の推移  | ・ ・ ・ 33 | ○ 肉豚経営安定交付金（豚マルキン）概要 | ・ ・ ・ 36 |
| ○ 豚飼養戸数・頭数の推移 | ・ ・ ・ 34 |                      |          |

### 【鶏肉関係】

- 鶏肉の需給動向 . . . 37
- 鶏肉卸売価格の推移 . . . 38
- 鶏(ブロイラー)の飼養戸数・羽数の推移 . . . 39

### 【鶏卵関係】

- 鶏卵の需給動向 . . . 40
- 鶏卵卸売価格(標準取引価格)の推移 . . . 41
- 鶏(採卵鶏)の飼養戸数・羽数の推移 . . . 42
- 鶏卵生産者経営安定対策事業の概要 . . . 43

### 【飼料関係】

- 畜種別の経営と飼料 . . . 44
- 飼料自給率の現状と目標 . . . 45
- 近年の飼料穀物の輸入状況 . . . 46
- 配合飼料価格に影響を与える要因の動向 . . . 47
- 配合飼料価格安定制度の概要 . . . 48
- 輸入原料価格の推移と配合飼料価格安定制度の補填の実施状況 . . . 49
- 乾牧草の輸入・価格動向 . . . 50
- 国産飼料基盤に立脚した生産への転換 . . . 51
- (トピックス)青刈りとうもろこしの生産・利用の状況 . . . 52

### 【輸出関係】

- 畜産物の輸出について . . . 53
- 牛肉の輸出について . . . 54

- 豚肉の輸出について . . . 55
- 鶏肉の輸出について . . . 56
- 鶏卵の輸出について . . . 57
- 牛乳・乳製品の輸出について . . . 58

### 【その他】

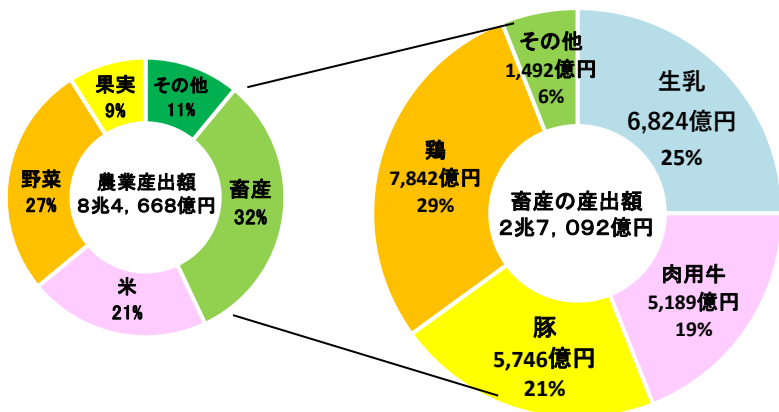
- 持続的な畜産物生産の在り方について . . . 59
- 畜産分野の脱炭素化への取組 . . . 63
- 畜産クラスターの支援状況 . . . 66
- 畜産クラスターの取組事例 . . . 67
- 畜舎特例法について . . . 69
- 畜舎整備に活用可能な事業 . . . 70
- 家畜の増頭・導入に活用可能な事業 . . . 71
- 労働負担軽減・省力化に活用可能な事業 . . . 72
- 国産飼料の生産・利用の拡大に活用可能な事業 . . . 73
- 畜産におけるGAPの取組について . . . 75
- 畜産農家向けの金融支援策について . . . 76
- みどり投資促進税制について . . . 77
- みどり投資促進税制の対象機械 . . . 78
- 総合的なTPP等関連政策大綱 . . . 79

# 【畜産・酪農の概況】

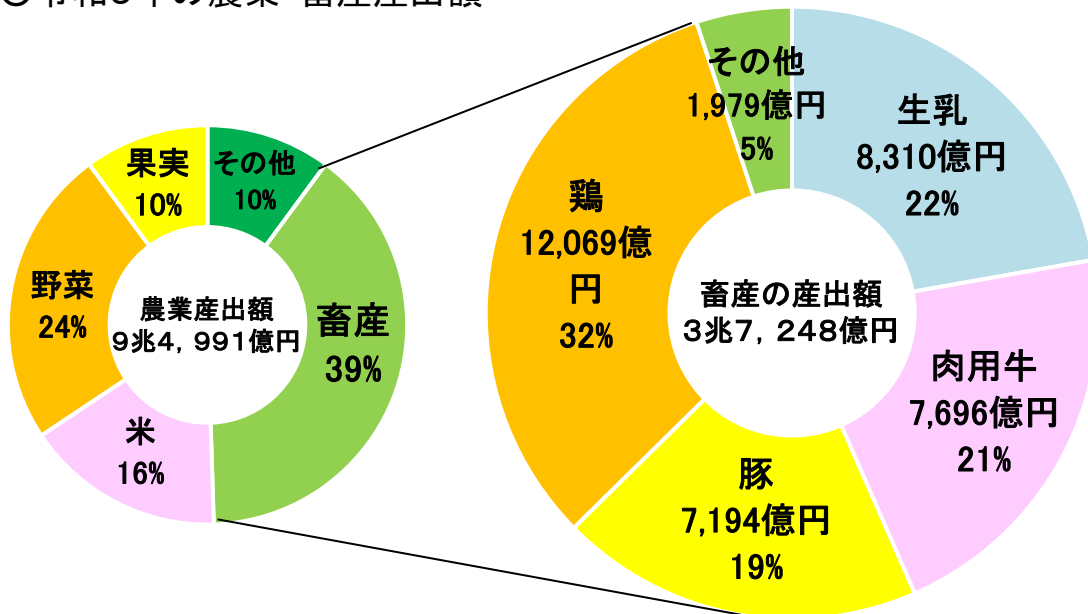
# 我が国の農業における畜産の地位

- 令和5年の農業産出額は9兆4,991億円。うち畜産は3兆7,248億円となっており、産出額の約39%を占める。  
(畜産の産出額に占める割合: 生乳:22%、肉用牛:21%、豚:19%、鶏:32%)
- 10年前(平成25年)と比べ、額で1兆156億円、農業生産額に占めるシェアで7ポイント増加。

○平成25年の農業・畜産産出額



○令和5年の農業・畜産産出額



◎平成25年から令和5年の10年間で  
農業産出額は112%、  
畜産の産出額は137%に増加

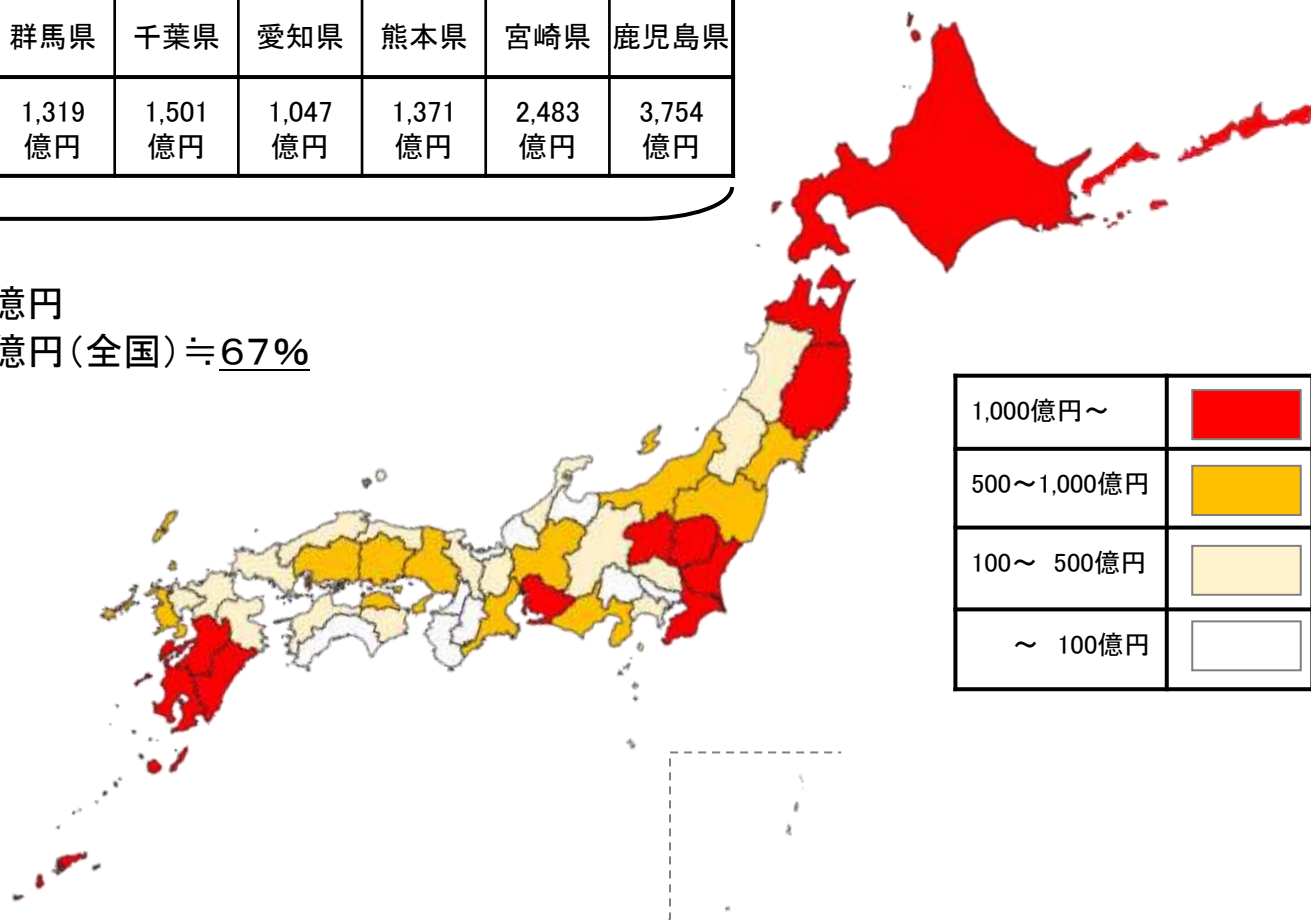
資料: 農林水産省「令和5年農業総産出額(全国)」

## 畜産の都道府県別産出額

産出額を都道府県別に見ると、1,000億円以上が11道県（北海道、青森県、岩手県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、愛知県、熊本県、宮崎県、鹿児島県）となっており、この11道県で全国の約67%を占める。

| 北海道         | 青森県         | 岩手県         | 茨城県         | 栃木県         | 群馬県         | 千葉県         | 愛知県         | 熊本県         | 宮崎県         | 鹿児島県        |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 7,837<br>億円 | 1,090<br>億円 | 1,975<br>億円 | 1,389<br>億円 | 1,367<br>億円 | 1,319<br>億円 | 1,501<br>億円 | 1,047<br>億円 | 1,371<br>億円 | 2,483<br>億円 | 3,754<br>億円 |

計 2兆5,133億円  
÷ 3兆7,723億円(全国) ÷ 67%



|             |  |
|-------------|--|
| 1,000億円～    |  |
| 500～1,000億円 |  |
| 100～ 500億円  |  |
| ～ 100億円     |  |

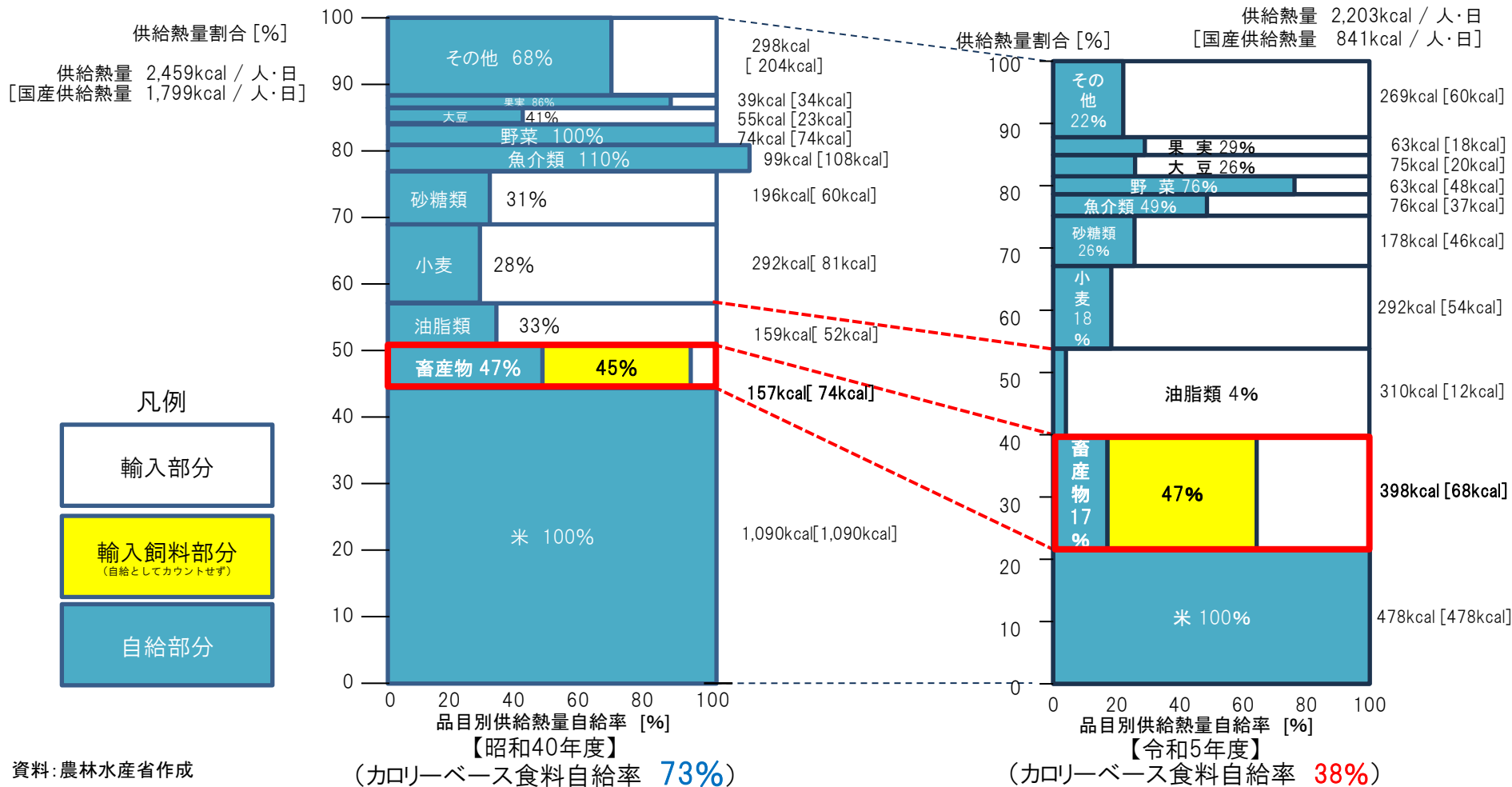
資料：農林水産省「令和5年農業産出額(都道府県別)」

注：都道府県別の数値は中間生産物(子豚等)が重複計上されているため、前ページの数値とは一致しない。

# 畜産物の食料自給率

- ・ 昭和40年度と比較すると、食生活の洋風化等が進み、自給率の高い米の消費が減少する一方、飼料や原料を海外に依存している畜産物や油脂類の消費が増大。
- ・ 畜産物は、消費拡大に伴い輸入の割合が増加するとともに、飼料の海外への依存度が高まっている状況

## ○カロリーベース食料自給率の推移(昭和40年度～令和5年度)



# 【牛乳乳製品関係】



# 生乳の需給構造

- ・ 生乳は毎日生産され腐敗しやすく貯蔵性がないことから、需要に応じ飲用と乳製品の仕向け量を調整すること(需給調整)が不可欠。
- ・ 飲用向け生乳(都府県中心)は、輸入品と競合しないことから乳価が生産コストを上回っており、需要に応じた生産による需給安定が重要。
- ・ 乳製品向け生乳(北海道中心)は保存が利く乳製品となるため、生乳の需給調整の役割を果たしているが、輸入品と競合することから乳価が生産コストを下回っている。なお、国産品との競合について、無秩序な輸入が国内需給に悪影響を及ぼすことのないよう、国家貿易によりその種類・量・時期等を調節している。
- ・ 加工原料乳生産者補給金制度により、乳製品向け生乳に対し交付対象数量を設けて補給金等を交付することで、生乳需給全体の安定を図り、全国の酪農家の経営安定を図っている。

国内の生乳生産量(令和5年度) 732万トン(北海道417万トン、都府県315万トン)

乳製品向け生乳 344万トン

※1 飲用向け 生産者団体、乳業メーカー間で季節毎の需要等を踏まえ、用途別取引  
生乳 384万トン

都府県 北海道

円/kg 140

※2 乳価(取引価格)

牛乳等384万トン

329万トン

55万トン

生産コスト

93

生クリーム等  
122万トン※3

83

チーズ  
43万トン

88

脱脂粉乳・バター等  
173万トン

57万トン

117万トン

0.6万トン

42万トン

23万トン

149万トン

加工原料乳生産者補給金(377億円)※4

加工原料乳生産者経営安定対策

輸入乳製品 428万トン

| 関税割当<br>品目                        | 国家<br>貿易                             | 自由化品目                                         |
|-----------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 学校<br>給食用<br>脱脂粉乳<br>等<br>56.3万トン | バター・<br>脱脂粉乳・<br>ホエイ<br>等<br>13.7万トン | チーズ 316.4万トン<br><br>その他 41.7万トン<br>(アイスクリーム等) |

※令和5年度のデータに基づいて作成。

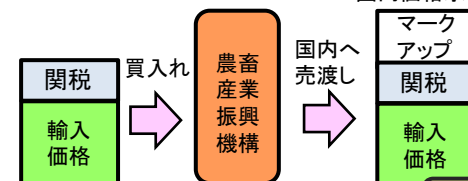
※ 輸入数量には飼料用を除く。

※ 生乳換算数量。

## 乳製品の国家貿易制度

(独) 農畜産業振興機構が、売買同時契約方式(SBS方式)を基本としてバター・脱脂粉乳・ホエイ等を買入れ売り渡し。

国内価格水準



- ※ 令和5年度のデータに基づいて作成。  
 ※ 四捨五入の関係で、内訳の計が合計と一致しない場合がある。  
 ※1 このほか、他の用途向け(約5万トン)や自家消費等(約5万トン)の生乳がある。  
 ※2 用途別の乳価(取引価格)は、令和5年度の各用途の代表的な水準(税抜き)を示したものを。  
 ※3 生クリーム等は、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものをいう。  
 ※4 対策の金額は、令和6年度予算額(所要額)。

# 最近の生乳の生産・処理状況

- ・ 生乳の生産量は、基盤対策強化等により令和3年度までは増加傾向で推移してきたが、令和4～5年度は需給緩和を背景に北海道、都府県共に減少。令和6年度は生乳生産抑制の見直しを受け増産の兆しがあったが、主に都府県で気温が例年と比べて高く推移したこと等の影響により、北海道の生産量は前年度比＋1.7%と増加、都府県は▲1.1%減少したことにより、全体で＋0.5%増加。
- ・ 令和6年度(4-11月)の用途別処理量は、牛乳等向けは前年同月比▲0.6%の減少、乳製品向けは＋1.9%の増加。
- ・ 令和6年度(4-11月)の牛乳等の生産量は、飲用牛乳等は前年同月比▲0.9%、乳飲料は▲4.2%の減少。はっ酵乳は＋4.0%の増加。

## 生乳の生産量及び用途別処理量の推移

単位: 万トン、%

|                   | 令和2年度         | 3年度            | 4年度           | 5年度           | 6年度<br>(4-11月) |
|-------------------|---------------|----------------|---------------|---------------|----------------|
| 生産量               | 743<br>(+1.0) | 765<br>(+2.9)  | 753<br>(▲1.5) | 732<br>(▲2.8) | 488<br>(+0.5)  |
| 北海道               | 416<br>(+1.6) | 431<br>(+3.7)  | 425<br>(▲1.3) | 417<br>(▲1.9) | 283<br>(+1.7)  |
| 都府県               | 327<br>(+0.1) | 334<br>(+1.8)  | 328<br>(▲1.7) | 315<br>(▲4.0) | 205<br>(▲1.1)  |
| 牛乳等向け処理量          | 403<br>(+0.9) | 400<br>(▲0.9)  | 394<br>(▲1.4) | 384<br>(▲2.6) | 260<br>(▲0.6)  |
| 乳製品向け処理量          | 335<br>(+1.0) | 360<br>(+7.3)  | 355<br>(▲1.5) | 344<br>(▲3.1) | 225<br>(+1.9)  |
| うち脱脂粉乳・<br>バター等向け | 170<br>(+6.3) | 186<br>(+10.0) | 181<br>(▲3.1) | 173<br>(▲4.5) | 111<br>(+4.8)  |
| うちチーズ向け           | 41<br>(+2.4)  | 44<br>(+5.7)   | 45<br>(+3.0)  | 43<br>(▲4.8)  | 28<br>(▲1.6)   |
| うち生クリーム等向け        | 119<br>(▲4.1) | 125<br>(+4.3)  | 123<br>(▲1.1) | 122<br>(▲0.8) | 82<br>(▲0.0)   |

## 牛乳等の生産量の推移

単位: 千キロリットル、%

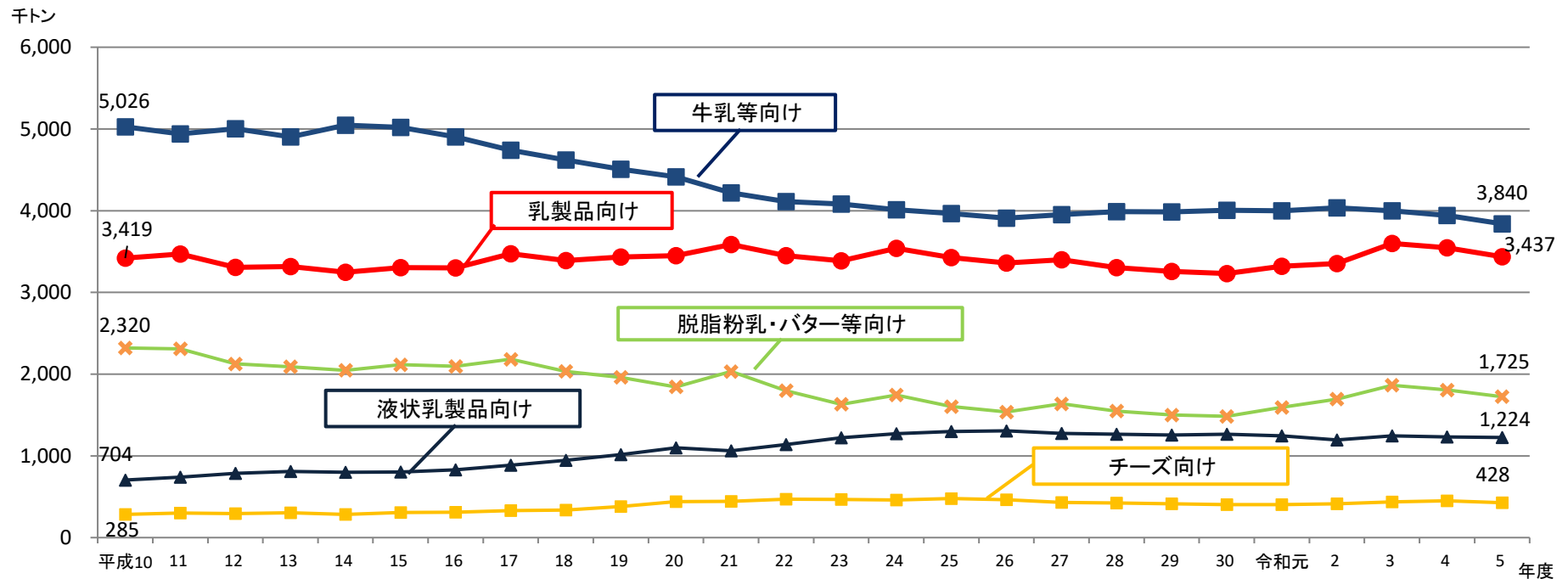
|                | 令和<br>2年度       | 3年度             | 4年度             | 5年度             | 6年度<br>(4-11月)  |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 飲用牛乳等          | 3,584<br>(+0.4) | 3,579<br>(▲0.1) | 3,534<br>(▲1.3) | 3,462<br>(▲2.1) | 2,336<br>(▲0.9) |
| 牛乳             | 3,195<br>(+1.2) | 3,197<br>(+0.1) | 3,149<br>(▲1.5) | 3,083<br>(▲2.1) | 2,093<br>(▲0.3) |
| 加工乳・<br>成分調整牛乳 | 389<br>(▲5.1)   | 382<br>(▲1.6)   | 385<br>(+0.8)   | 379<br>(▲1.7)   | 243<br>(▲5.3)   |
| 乳飲料            | 1,122<br>(▲4.0) | 1,085<br>(▲3.3) | 1,076<br>(▲0.8) | 1,061<br>(▲1.3) | 713<br>(▲4.2)   |
| はっ酵乳           | 1,164<br>(+2.3) | 1,126<br>(▲3.3) | 1,039<br>(▲7.8) | 989<br>(▲4.8)   | 700<br>(+4.0)   |

資料: 農林水産省「牛乳乳製品統計」、(独)農畜産業振興機構「販売生乳数量等(速報)」  
※ 生クリーム等向けは、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものをいう。  
※ 令和5年度の数値は速報値。

資料: 農林水産省「牛乳乳製品統計」

# 生乳の用途別仕向量の推移

- 牛乳等向け処理量は、近年は健康志向の高まり等により横ばいで推移しており、令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもり需要やプラスワンプロジェクトの効果等により牛乳消費が堅調だったため微増したが、令和3年度からは微減。
- 乳製品向け処理量は、近年は生乳生産量の減少により減少傾向で推移してきたが、令和元年度以降、生乳生産量が増加に転じる中、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う業務用需要の減少により液状乳製品向けが減少する一方、需給調整品目である脱脂粉乳・バター等向けが増加した結果、乳製品向け全体としては増加。令和4年度から、生乳生産量の減少に伴い微減。

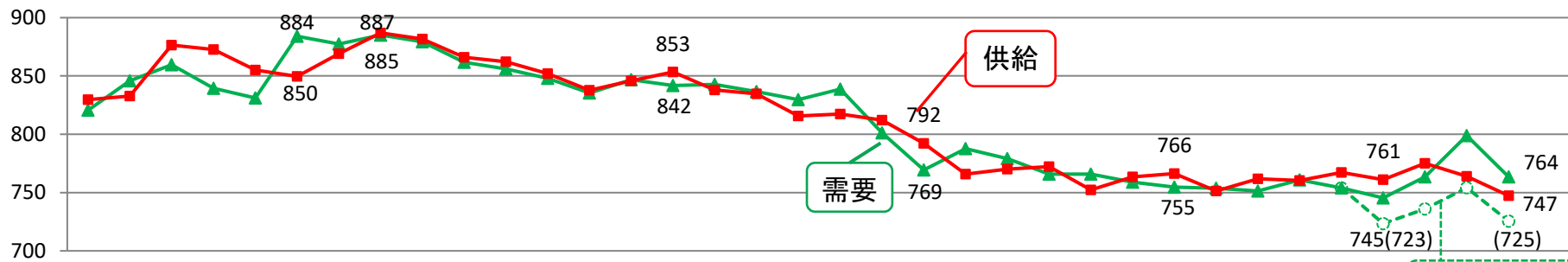


資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」、中央酪農会議「用途別販売実績」、(独)農畜産振興機構調べ

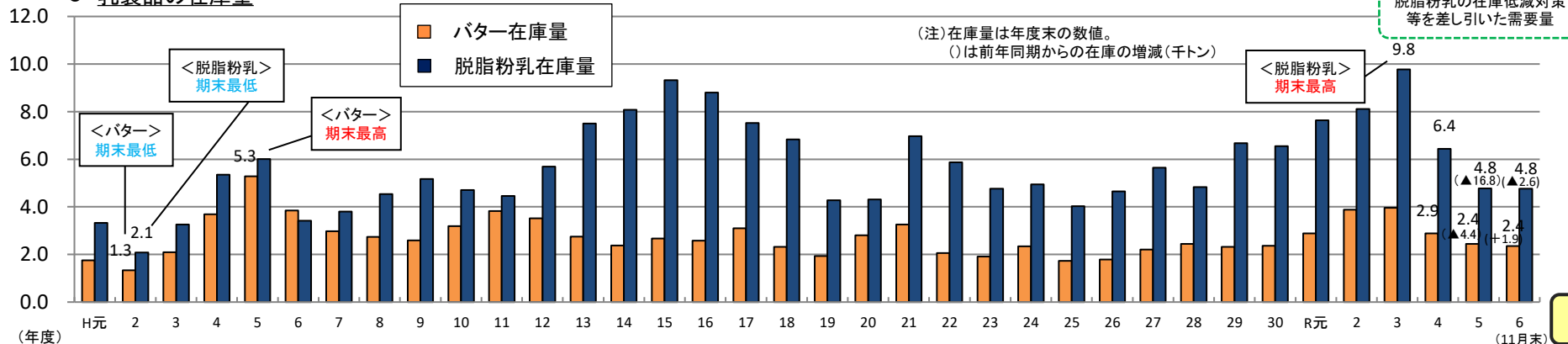
## 生乳需給の推移

- ・ 生乳需給について、新型コロナの感染拡大前までの数年間は国内生乳生産量の減少によりひっ迫傾向で推移。
- ・ 近年では令和2年度に、新型コロナの感染拡大に伴う学校の休校や業務用需要の減少等により、生乳を保存の利くバター・脱脂粉乳等向けに仕向けてきたことから消費量に対して生産量が大幅に増加し、在庫量も前年同期に比べ増加。令和3年度も生乳需給が緩和傾向で推移したこと等から、在庫量は前年同期に比べ増加。
- ・ 令和4年度以降、脱脂粉乳は生産量が消費量を上回っており、現状は在庫低減対策等の取組の効果により、前年同期に比べ減少はしているものの、依然として消費は低迷している。バターは令和4年度初め頃から消費量が堅調に推移したことで、在庫量は概ね前年同期を下回って推移。

(万トン) ● 生乳の需要と供給 ※ 輸入チーズを除く



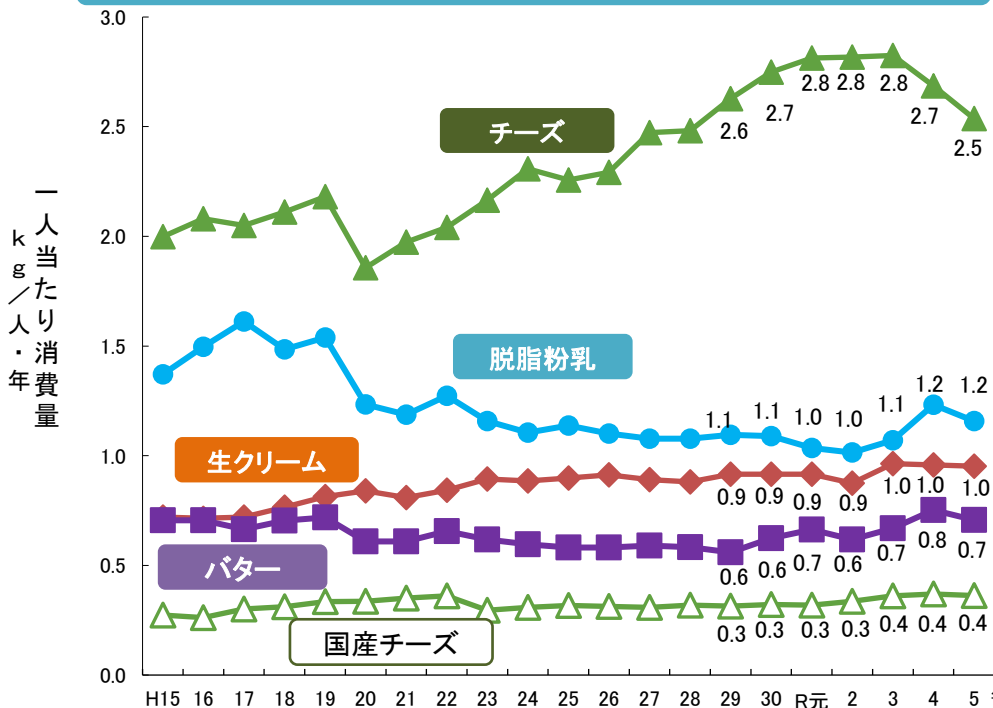
## ● 乳製品の在庫量



# 乳製品需給の推移

- 乳製品の1人当たり消費量は、食生活の多様化等に伴い、長期的には、チーズ、生クリームの消費が拡大。
- 令和5年度の牛乳・乳製品の自給率は、チーズの輸入量が減少したこと等から、前年度より1ポイント増加。
- チーズの消費量は増加傾向で推移してきたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による外食需要の減少等により、令和元年度以降、増加傾向は一服。令和4年度以降は、国際相場の上昇や円安によって輸入原料価格が大幅に上昇したことによる商品の値上げや容量変更の影響により、消費量は減少。

## 乳製品の1人当たり消費量の推移



資料：農林水産省「食料需給表」、「牛乳乳製品統計」、「チーズの需給表」、総務省「人口推計」「国勢」調査、牛乳課推計

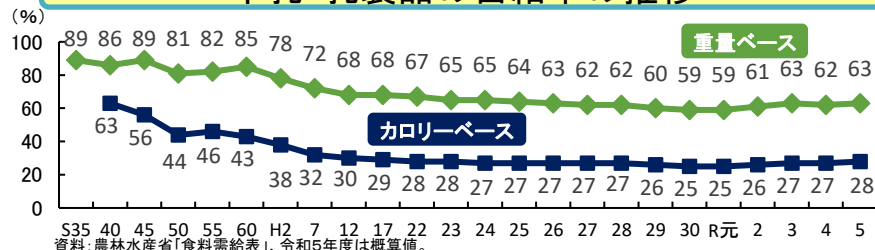
注1：1人当たり消費量＝(生産量＋輸入量－在庫増減－輸出品)÷各年10月1日時点の総人口

注2：国産チーズ消費量は牛乳乳製品課推計

注3：「チーズ」及び「国産チーズ」の1人当たり消費量について、H22年度以前とH23年度以降に連続性はない。

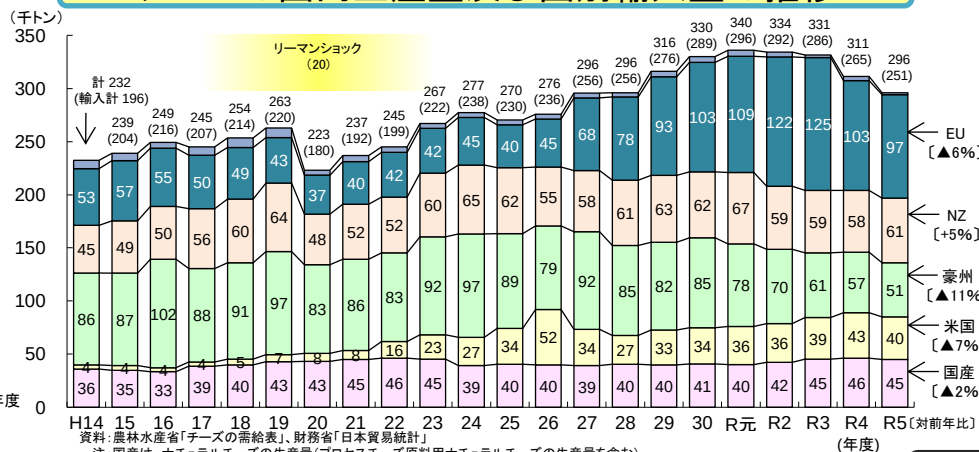
注4：「チーズ」はナチュラル及びプロセスチーズを、「国産チーズ」は国産ナチュラルチーズを指す。

## 牛乳・乳製品の自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」、令和5年度は概算値。

## チーズの国内生産量及び国別輸入量の推移



資料：農林水産省「チーズの需給表」、財務省「日本貿易統計」

注：国産は、ナチュラルチーズの生産量(プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズの生産量を含む)

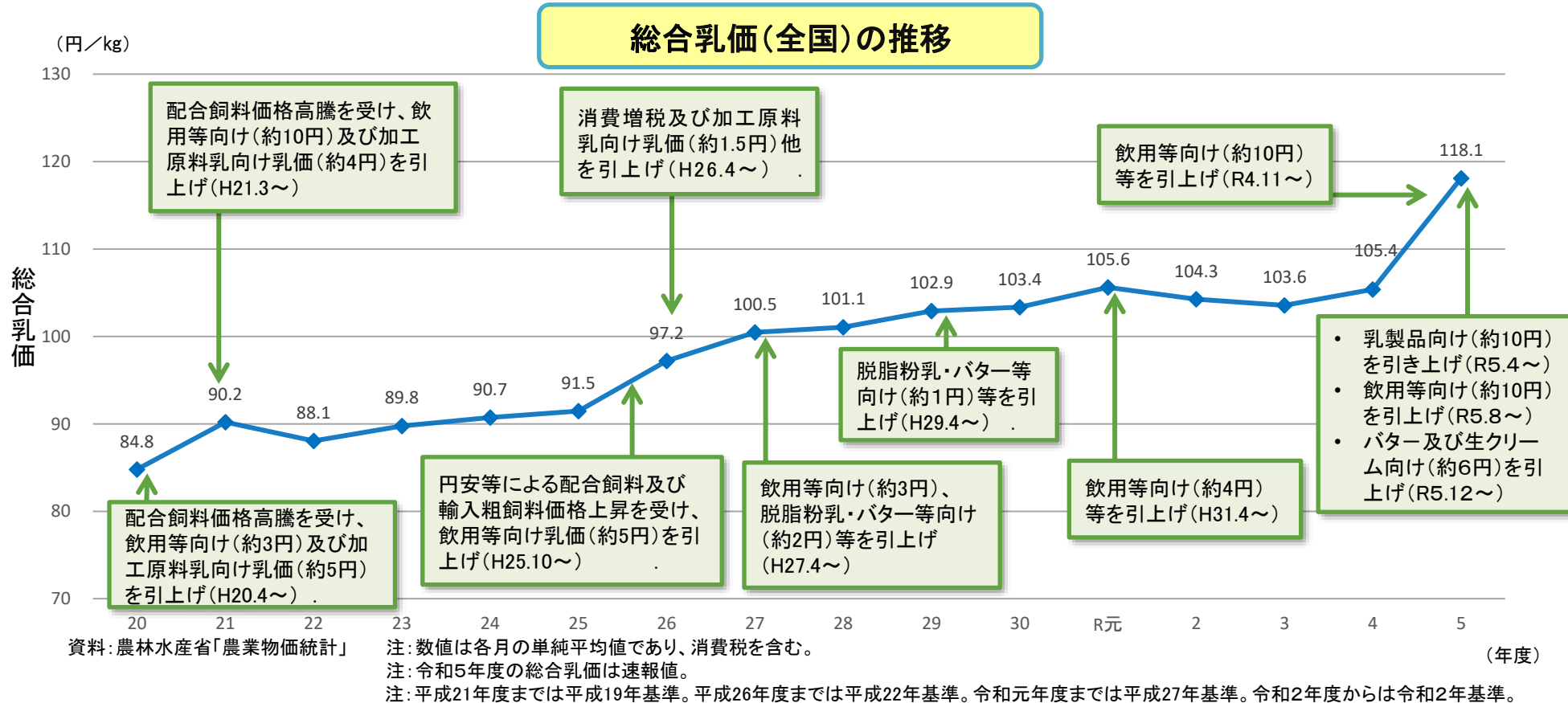
輸入は、ナチュラルチーズ及びプロセスチーズの国別輸入量

注：英国はR2年2月1日にEUを離脱したが、数値の連続性を保つため、グラフ中ではEUに含めて集計している。

注：国産ナチュラルチーズ生産量について、H22年以前とH23年以降に連続性はない。

# 総合乳価の推移

- ・ 生乳取引価格は、民間同士の交渉により、生乳の需給状況、生産コストの変動等をおおむね反映して決定。
- ・ 酪農家の受取乳価である総合乳価<sup>□</sup>は平成20年度以降上昇していたが、近年その傾向も一服。
- ・ 令和4年度からは、生産資材価格の高騰を受けて、令和4年11月、令和5年8月の飲用等向け乳価の各10円引き上げ、令和5年4月の乳製品向け乳価の10円引き上げ等により、前年を上回って推移。

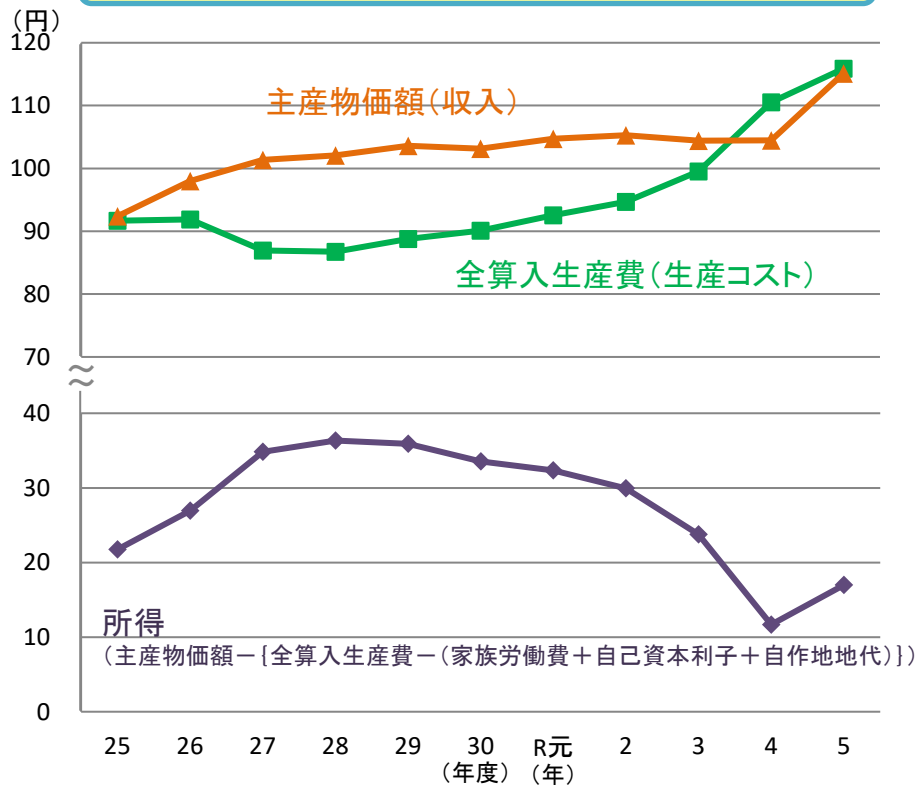


総合乳価は、生乳取引価格から集送乳経費や手数料を控除し、加工原料乳生産者補給金等を加算したもの。

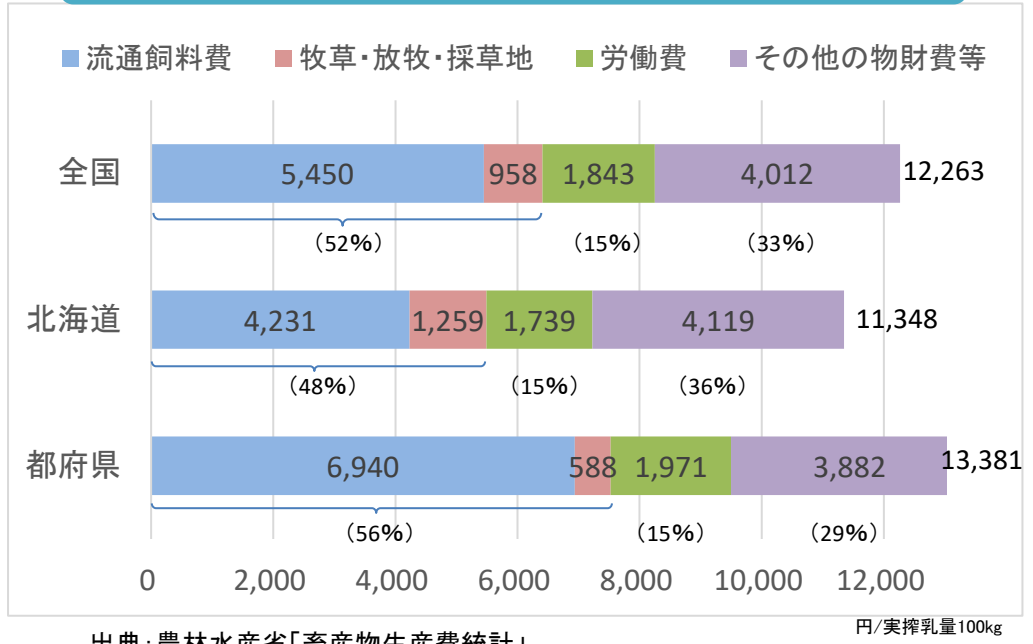
# 生産コストと所得の推移

- ・ 生乳1kg当たりの生産コスト(全算入生産費)は、飼料価格の低下に伴う流通飼料費の減少等により27年度に減少したものの、29年度以降は初妊牛価格の高騰に伴う乳牛償却費の上昇等により増加傾向で推移。令和4年以降は、配合飼料をはじめとした飼料費の高騰等により、生産コストは大きく増加。
- ・ 生乳1kg当たりの所得は、28年度までは乳価上昇に伴う主産物価額(生乳販売収入)の上昇等により、増加傾向で推移していたが、29年度以降は生産コストの上昇等により減少傾向で推移。特に令和4年は、生産コストの上昇により、所得が大きく減少。令和5年は、令和4年11月以降の段階的な乳価引上げに伴う主産物価額の上昇により、所得は前年に比べ増加。

生乳1kg当たりのコストと所得(全国)



令和5年の生乳生産費(費用合計)



出典: 農林水産省「畜産物生産費統計」

注1: 消費税含む。

注2: 畜産物生産費調査は、平成25～30は年度、令和元以降は年。



# 乳用牛飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、年率3～5%程度の減少傾向で推移。
- ・ 飼養頭数は、平成30年に16年ぶりに増加に転じたものの、令和5年に減少し、令和6年度も引き続き減少。
- ・ 一戸当たり経産牛飼養頭数は前年に比べ増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- ・ また、改良により、一頭当たりの乳量は増加傾向で推移しているものの、令和4年度以降わずかに減少。

| 区 分 / 年            |                        | 28     | 29     | 30     | 31          | 31参考値<br>※注 4 | 令和 2<br>※注 5 | 3      | 4      | 5      | 6      |
|--------------------|------------------------|--------|--------|--------|-------------|---------------|--------------|--------|--------|--------|--------|
| 乳用牛飼養戸数（千戸）        |                        | 17.0   | 16.4   | 15.7   | 15.0        | 14.9          | 14.4         | 13.8   | 13.3   | 12.6   | 11.9   |
| （対前年増減率）（％）        |                        | (▲4.0) | (▲3.5) | (▲4.3) | (▲4.5)      | －             | (▲3.4)       | (▲4.2) | (▲3.6) | (▲5.3) | (▲5.6) |
|                    | うち成畜50頭以上層(千戸)         | 6.5    | 6.4    | 6.2    | 5.9         | 5.9           | 5.8          | 5.8    | 5.8    | 5.6    | 5.5    |
|                    | 戸数シェア（％）               | (39.8) | (40.6) | (41.1) | (40.8)      | (40.6)        | (41.3)       | (42.9) | (44.5) | (45.3) | (46.8) |
| 乳用牛飼養頭数（千頭）        |                        | 1,345  | 1,323  | 1,328  | 1,332       | 1,339         | 1,352        | 1,356  | 1,371  | 1,356  | 1,313  |
| （対前年増減率）（％）        |                        | (▲1.9) | (▲1.6) | (0.4)  | (0.3)       | －             | (1.0)        | (0.3)  | (1.1)  | (▲1.1) | (▲3.2) |
|                    | うち 経産牛頭数（千頭）           | 871    | 852    | 847    | 839         | 841           | 839          | 849    | 862    | 837    | 826    |
|                    | うち 未經産牛<br>（乳用後継牛）頭数（千 | 474    | 471    | 481    | 492         | 499           | 513          | 507    | 510    | 519    | 486    |
|                    | うち成畜50頭以上層(千頭)         | 949    | 934    | 961    | 962         | 981           | 999          | 1,026  | 1,057  | 1,054  | 1,048  |
|                    | 頭数シェア（％）               | (73.1) | (73.4) | (75.3) | (75.9)      | (74.2)        | (74.6)       | (76.6) | (78.2) | (78.8) | (80.7) |
| 一戸当たり<br>経産牛頭数（頭）  | 全 国                    | 53.4   | 54.3   | 56.1   | 58.3        | 57.6          | 59.9         | 62.9   | 66.3   | 68.0   | 70.6   |
|                    | 北海道                    | 76.1   | 76.4   | 78.8   | 82.2        | 78.2          | 81.1         | 84.7   | 89.1   | 90.0   | 93.0   |
|                    | 都府県                    | 39.6   | 40.5   | 41.8   | 42.9        | 44.1          | 45.2         | 47.5   | 50.1   | 51.6   | 53.9   |
| 経産牛一頭当たり<br>乳量（kg） | 全 国                    | 8,522  | 8,581  | 8,636  | <8,767>※注 6 |               | 8,806        | 8,938  | 8,871  | 8,809  |        |
|                    | 北海道                    | 8,394  | 8,518  | 8,568  | <8,945>     |               | 8,943        | 9,066  | 8,946  | 8,901  |        |

資料：農林水産省「畜産統計」、「牛乳乳製品統計」

注1：各年とも2月1日現在の数値。ただし、経産牛一頭当たり乳量は年度の数値。

2：平成31年以前の成畜50頭以上層戸数シェア及び頭数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3：一戸当たり経産牛頭数は、経産牛飼養頭数を成畜の飼養戸数で除して算出。

4：令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

5：令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

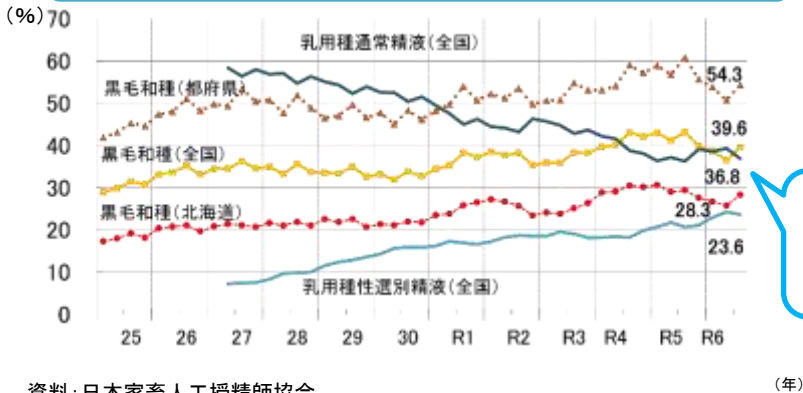
6：経産牛一頭当たり乳量は「当年度生乳生産量÷当年と翌年の経産牛頭数の平均」から算出しており、平成31年<>は、平成31年の参考値と令和2年の経産牛頭数の平均を用いている。



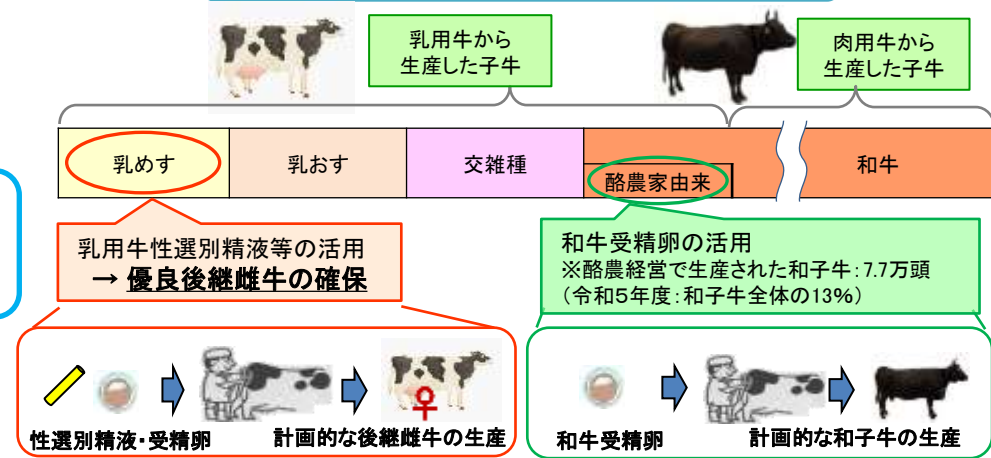
# 乳用後継牛の確保に向けた取組

- ・ **性選別精液**の活用等の後継牛確保の取組の推進により、乳用雌子牛の出生頭数は平成28年度を底に増加傾向で推移。更に、黒毛和種精液による交配率の上昇もあり、乳用雄子牛の出生頭数は、平成25年度の頭数と比較し10万頭程度減少。
- ・ 預託等を通じて、出生した雌子牛を着実に育成していくことが重要。

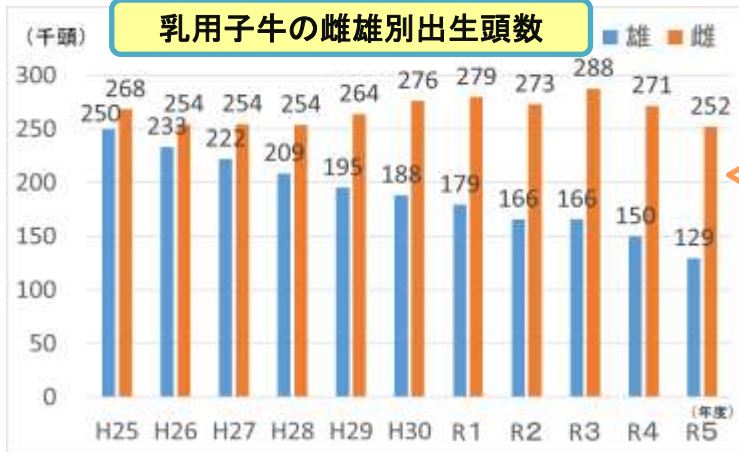
## 乳用牛への黒毛和種精液等の交配状況



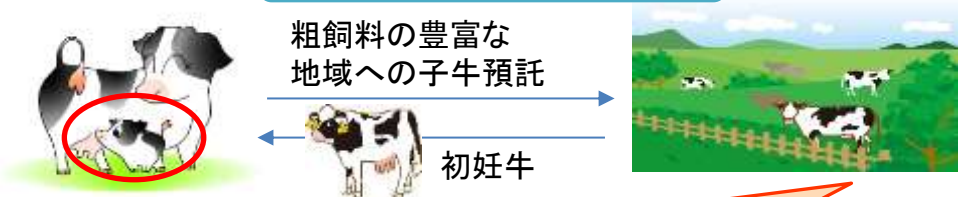
## 性選別精液等と和牛受精卵の活用



## 乳用子牛の雌雄別出生頭数



## 預託育成の推進



広域預託や持続的な後継牛の地域内生産・育成の推進  
省力化機器の整備(発情発見、給餌等)、運動場の整備(電牧柵等)

【酪農経営支援総合対策事業：R6 ALIC事業】

# 酪農経営における労働負担の軽減

- ・ 酪農経営における労働時間は、他の畜種や製造業と比べ長い状況。
- ・ このような状況を踏まえ、労働負担の軽減に向け、①飼養方式の改善、②機械化、③外部化等の取組を推進。
- ・ 機械化については、搾乳や給餌作業の負担軽減等に資する機械装置の導入を支援。
- ・ 外部化については、育成に係る労働負担を軽減するため、預託先の確保や受入頭数の拡大を図るなど、育成を外部化できる環境作りを推進。
- ・ また、周年を通じて拘束時間が長い酪農家の労働負担を軽減するため、[酪農ヘルパー](#) の取組を支援。

## ○ 1人当たり年間平均労働時間(令和4年)

| 酪農    | 肉用牛   | 養豚    | 製造業   |
|-------|-------|-------|-------|
| 2,183 | 1,840 | 1,651 | 1,879 |

資料：農林水産省「営農類型別経営統計」、厚生労働省「毎月勤労統計」より算出

## ○ 労働負担の軽減に向けた取組

- (1)飼養管理方式の改善
  - ・ つなぎ飼いからフリーストールへの変更、放牧
- (2)機械化
  - ・ 搾乳ロボット、自動給餌機械、餌寄せロボット、ほ乳ロボット等の導入
- (3)外部化
  - ・ キャトル・ステーション(CS)、キャトル・ブリーディング・ステーション(CBS)、TMRセンター、コントラクター、酪農ヘルパー、公共牧場

## ○ 労働負担の軽減に向けた国の支援策

- 畜産クラスター事業( R5補正(一部基金))
  - 省力化機械の導入等を支援
- 酪農経営支援総合対策事業(R6 ALIC事業)
  - 省力化機械の導入と一体的な施設整備を支援
- 酪農ヘルパーの利用拡大(R6 ALIC事業)
  - ・ 酪農経営支援総合対策事業により、酪農ヘルパーの利用拡大を支援。
    - ① 傷病時における経営継続を支援  
→傷病時(病気、事故、出産、研修等)の利用料金を軽減するために助成
    - ② ヘルパー利用組合の強化を支援
    - ③ ヘルパー人材確保・育成を支援

| 酪農ヘルパー年間<br>利用日数(1戸あたり) | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-------------------------|-------|-------|------|------|------|------|
|                         | 22.8  | 23.1  | 23.6 | 23.7 | 24.1 | 24.0 |

# ICTやロボット技術の活用等による酪農の生産性の向上、省力化の推進

- 酪農の生産基盤強化を図る上で、分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減、労働負担の軽減を図ることが重要。
- このため、ICT(Information and Communication Technology: 情報通信技術)等の新技術を活用した搾乳ロボットや発情発見装置、分娩監視装置等の機械装置の導入を支援し、酪農経営における生産性の向上と省力化を推進。

搾乳ロボット



搾乳ユニット自動搬送装置



発情発見装置



分娩監視装置



哺乳ロボット



機械装置

搾乳ロボット

搾乳ユニット自動搬送装置

発情発見装置

分娩監視装置

哺乳ロボット

導入前

搾乳牛1頭毎に1日2回以上搾乳するための労力と時間が必要

自力で搾乳機(約9kg)を移動させるため、労働負担が大きい

毎日一定時間の発情監視が必要(夜間の発情見落とし等の懸念)

分娩が近い牛について、事故がないように24時間体制で監視

子牛1頭毎に1日2回以上哺乳するための労力と時間が必要

導入後

自動的に搾乳が行われるため、搾乳作業の労力が基本的になくるとともに、搾乳回数の増加による乳量増加に効果  
Ex: 導入後、1頭当たりの飼養管理時間が約40%削減

搾乳機をレールで自動搬送するため、搾乳にかかる労力を軽減でき、人手不足に効果  
Ex: 導入後、搾乳に必要な労働者数・時間が減少

発情が自動的にスマホ等に通知されるため、監視業務の軽減や分娩間隔の短縮に効果  
Ex: 導入後、分娩間隔419日まで短縮(全国平均432日)

分娩が始まると自動的に連絡が来るため、長時間の監視業務が軽減  
Ex: 導入後、分娩事故率が大幅に減少(2.2→0.3%)

自動的に哺乳されるため、省力化とともに、子牛の発育向上に効果  
Ex: 導入後、子牛の哺乳に係る労働時間が80%低減



# 畜産・酪農の就農・後継者支援対策

- ・担い手の高齢化や後継者不足等を背景に、毎年一定数の経営離脱が続いている。
- ・後継者による継承や新規就農の推進のため、飼養管理技術の習得や投資負担の軽減を図る対策を実施。

## 経営離脱・新規就農状況

|     |         |                     | R1          | R2          | R3          | R4          | R5(速報値)     |
|-----|---------|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 酪農  | 全国      | 離脱者数                | 536         | 504         | 472         | 794         | 700         |
|     |         | 新規就農者数<br>(うち新規参入者) | 85<br>(28)  | 105<br>(37) | 92<br>(38)  | 56<br>(22)  | 94<br>(41)  |
|     | うち北海道   | 離脱者数                | 197         | 134         | 151         | 243         | 249         |
|     |         | 新規就農者数<br>(うち新規参入者) | 54<br>(24)  | 72<br>(28)  | 53<br>(26)  | 35<br>(17)  | 58<br>(32)  |
| 肉用牛 | 全国      | 離脱者数                | 1,620       | 1,354       | 1,487       | 1,644       | 2,016       |
|     |         | 新規就農者数<br>(うち新規参入者) | 223<br>(54) | 235<br>(61) | 223<br>(69) | 156<br>(84) | 162<br>(64) |
|     | うち九州・沖縄 | 離脱者数                | 876         | 708         | 809         | 823         | 1,026       |
|     |         | 新規就農者数<br>(うち新規参入者) | 123<br>(25) | 163<br>(36) | 156<br>(43) | 93<br>(45)  | 93<br>(31)  |

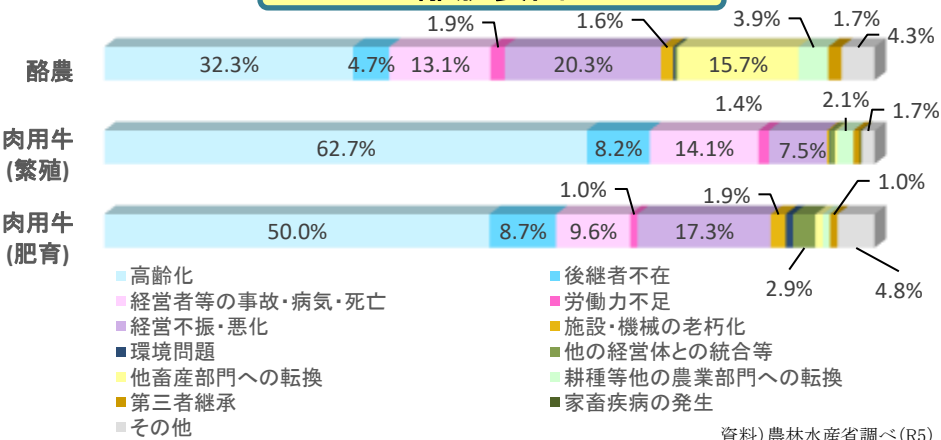
「新規就農者」：経営者として新規に就農した者(新規参入者、Uターン就農者)

「新規参入者」：農地等を調達し、新たに畜産経営を開始した者

「Uターン就農者」：農業経営者の世帯員であり、他産業従事後に親の経営に参加又は経営を継承した者

資料)農林水産省調べ

## 離脱要因



## 【R5補正】畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

(所要額)

291億円の内数

- ・法人を設立して新たな雇用や研修の場を創出する取組、農協が離農農場を補改修をして畜舎や家畜を新規就農者に貸付ける取組等を支援。
- ・後継者不在の経営と地域の担い手(新規就農等)のマッチング、経営資源を継承するために必要な施設整備等を支援。

## 【R6当初】新規就農者育成総合対策

121億円

- ・経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して支援。
- ・就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金を交付。

## 【R6当初】青年等就農資金

融資枠 182億円

- ・新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設等の取得、営農資金(資材等)を支援。

## 【R6 ALIC事業】酪農経営支援総合対策事業

46億円

- ・担い手に位置付けられた後継者に対し、初妊牛のリース導入、畜舎の増改築等を支援。
- ・生産者団体等が、研修生の飼養管理技術・経営ノウハウの習得や、資産継承をサポートする取組を支援。
- ・酪農ヘルパー利用組合における就業前後の研修等を支援。

## 【R6当初】農地利用効率化等支援交付金

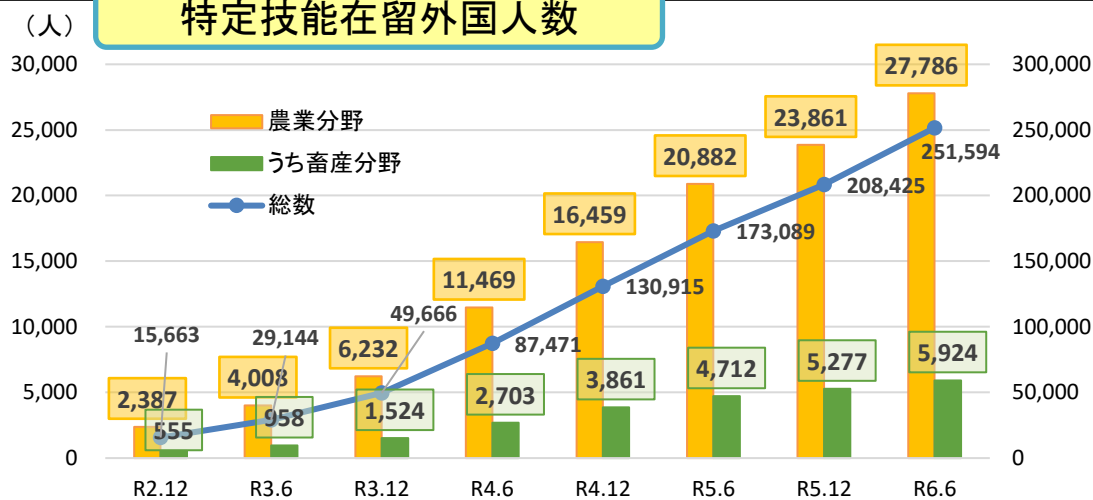
11億円

- ・地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、目標地図に位置付けられた者が経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援。

# 畜産・酪農における新たな人材の活用

- ・ 農業分野における雇用労働力は、平成17年に約13万人であったものが令和2年には約16万人と、この15年で1.2倍に増加しているほか、令和5年の農林漁業分野の有効求人倍率は1.15倍（職業全体は1.12倍）となっている。
- ・ 深刻化する人手不足に対応するため、新たな人材（就労を目的とした新たな在留資格「特定技能」）による外国人材などの活用が進んでいるが、日本人の短期就労を活用する取組もあり、労働力の確保が多様化している。

## 特定技能在留外国人数



資料：出入国在留管理庁「特定技能1号在留外国人数」

- ・ 特定技能1号外国人とは、農業を含む特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格。
- ・ 農業分野では、耕種農業全般と畜産農業全般の区分があり、畜産農業全般の資格を取得すれば、畜種を問わず就労が可能。

## 国籍別・都道府県別特定技能1号在留外国人数 ベスト3（畜産分野・令和6年6月末時点）

|        |        |
|--------|--------|
| ベトナム   | 2,311人 |
| インドネシア | 1,861人 |
| フィリピン  | 583人   |

ほか

|     |        |
|-----|--------|
| 北海道 | 1,592人 |
| 千葉県 | 451人   |
| 茨城県 | 443人   |

ほか

## ふるさとワーキングホリデー



出展：総務省ふるさとワーキングホリデーポータルサイト  
(<https://furusato-work.jp/>)

- ・ 「ふるさとワーキングホリデー」とは、一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域での暮らしを体感する総務省の事業。
- ・ 畜産分野においては、家畜の飼養管理等の生産に係る作業に加え、カフェ、レストラン営業の補助等、6次産業化に関係する業務などでも受入れが行われている。

## 北海道H町の事例

- ・ 2021年度に初めて実施。農協や漁協、商工会等で構成されるプロジェクトチームが主催し、町役場が事務局を務める。
- ・ 町HP等で参加者の募集を行い、2022年度の入受実績は5名。酪農家での受け入れも実施。（3週間程度）
- ・ 町では、受入事業者・参加者間の調整や相談対応、参加者へ宿泊施設のあっ旋・提供、滞在期間中に地域住民との交流や地場産業の体験プログラムの提供を行う。

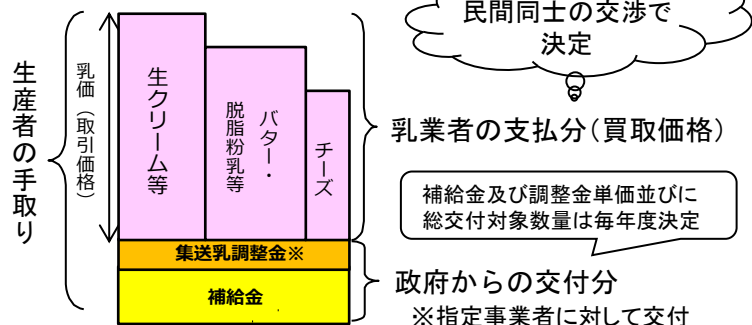
# 酪農の経営安定対策の概要

- 加工原料乳<sup>□</sup>について生産者補給金を交付。加えて、あまねく地域から集送乳<sup>□</sup>を行うことを確保するため、指定事業者の加工原料乳に対して集送乳調整金を交付。
- 加工原料乳生産者経営安定対策事業では、加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国の拠出により補填。

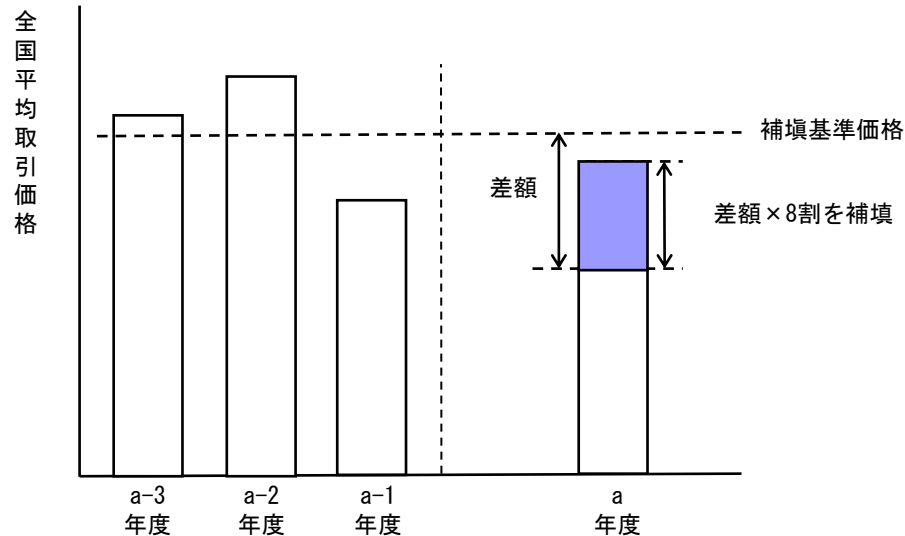
## 加工原料乳生産者補給金制度

令和6年度

|                            |           |             |
|----------------------------|-----------|-------------|
| 加工原料乳生産者補給金単価              | 8.92円/kg  | } 11.67円/kg |
| 集送乳調整金単価                   | 2.68円/kg  |             |
| [関連対策<br>総交付対象数量<br>[関連対策] | 0.07円/kg] |             |
|                            | 325万トン    | } 343万トン    |
|                            | 18万トン]    |             |

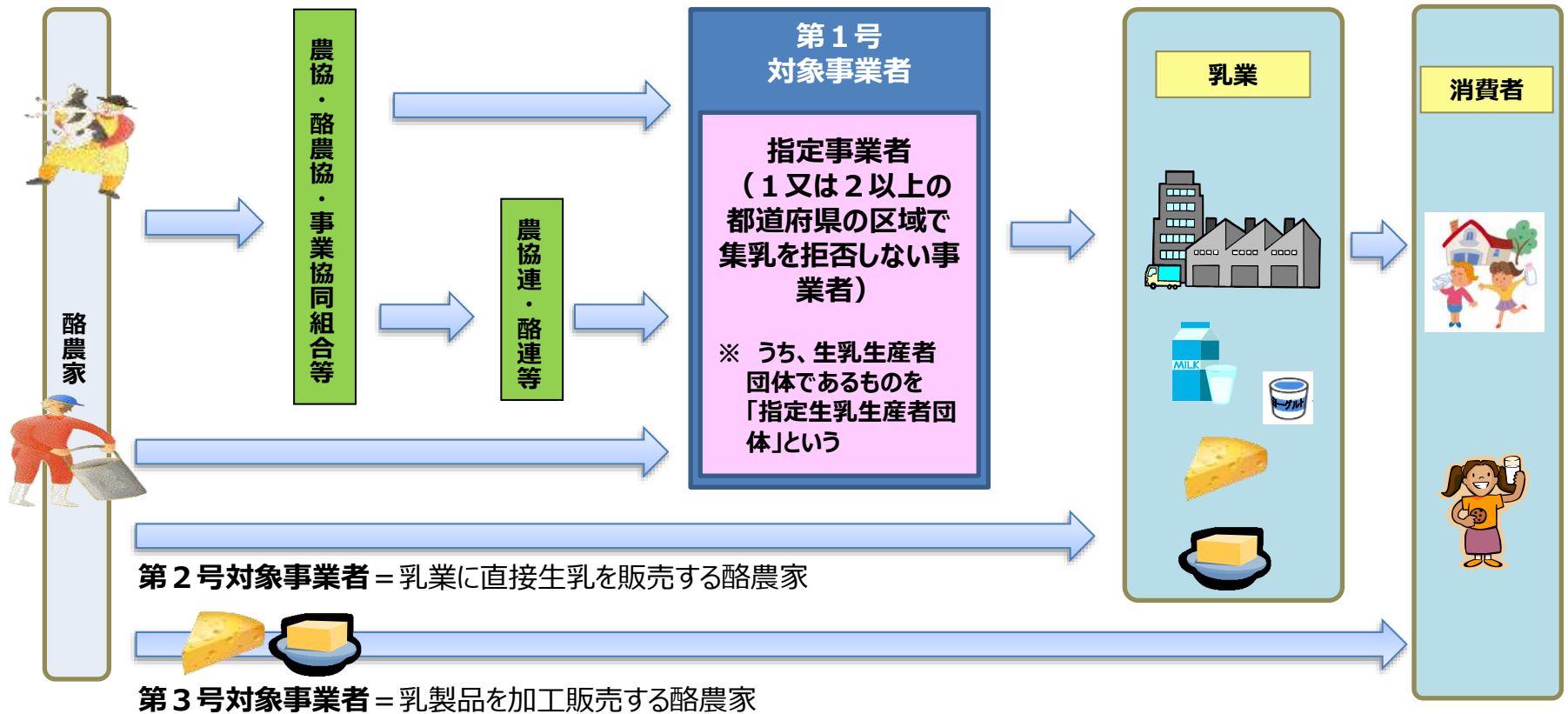


## 加工原料乳生産者経営安定対策事業



# 改正畜産経営安定法における生乳流通

第1号対象事業者 = 生乳を集めて乳業に販売する事業者



- **対象事業者（第1～3号）**は、毎年度、生乳又は乳製品の**年間販売計画を作成**して農林水産大臣に提出し、基準を満たしていると認められれば、加工に仕向けた量に応じて**生産者補給金等が交付**（交付対象数量が上限）。
- 第1号対象事業者のうち、**集乳を拒否しない等の要件**を満たす事業者は「**指定事業者**」として**指定**され、加工に仕向けた量に応じて**集送乳調整金が交付**。

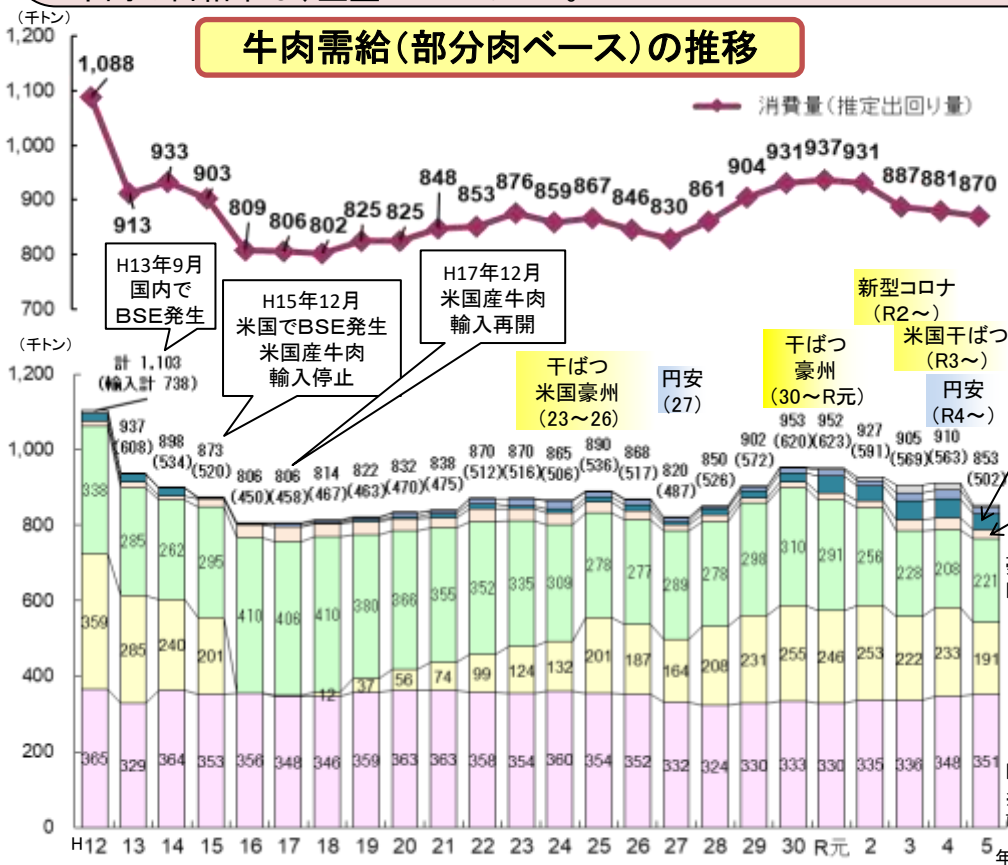
# 【牛肉關係】



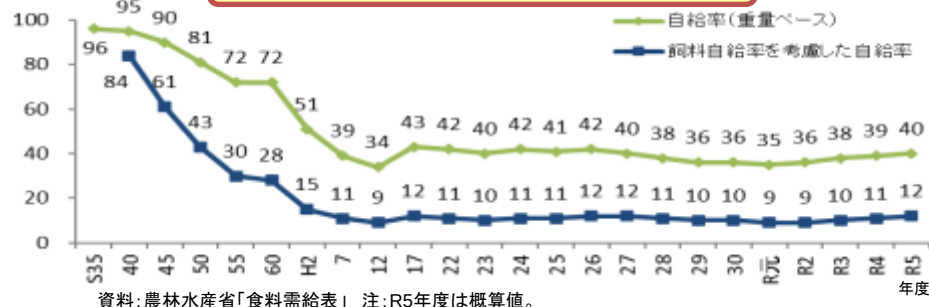
## 牛肉の需給動向

- ・牛肉の消費量は、近年の好景気等を背景に外食を中心に拡大しており、平成30年度の消費量は93万トンと米国でのBSE発生前（平成14年度）の水準まで回復したが、新型コロナウイルス感染症の影響等による輸入量の減少により、令和2年度以降3年連続で減少。令和5年度では、物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まりや円安等の影響もあり、87万トンと減少して推移。
- ・国内生産量は、平成21年度以降、減少傾向で推移していたが、畜産クラスター事業の取組等により、平成29年度からは増加傾向で推移している。品種別の生産量では、乳用種は減少傾向で推移しているが、近年、和牛・交雑種は増加傾向で推移しており、令和5年度は、全体では35.1万トンと前年度よりも増加。
- ・牛肉の自給率は、重量ベースで40%。

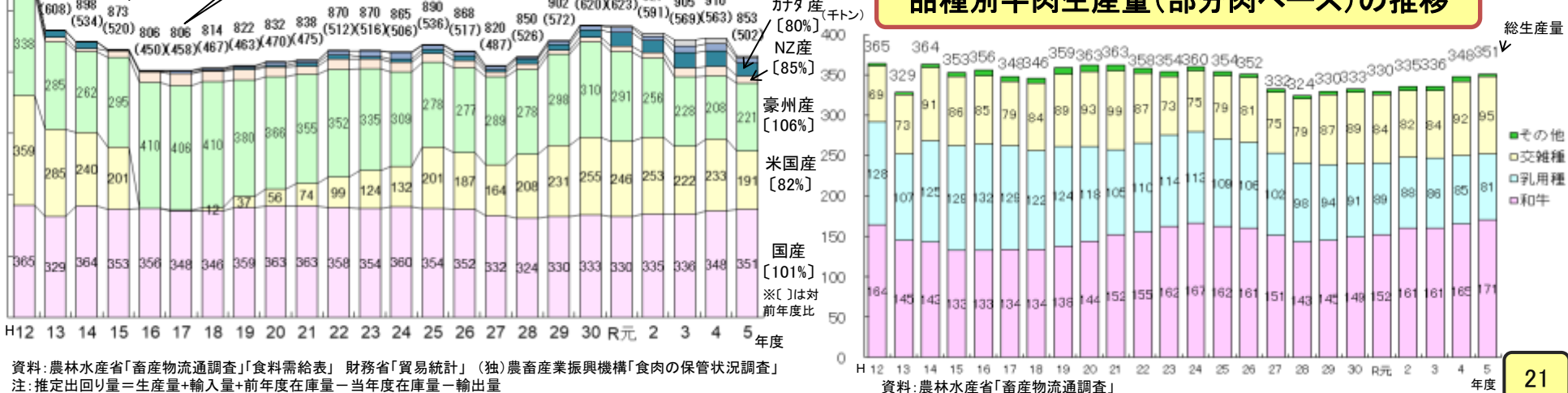
## 牛肉需給(部分肉ベース)の推移



## 牛肉の自給率の推移

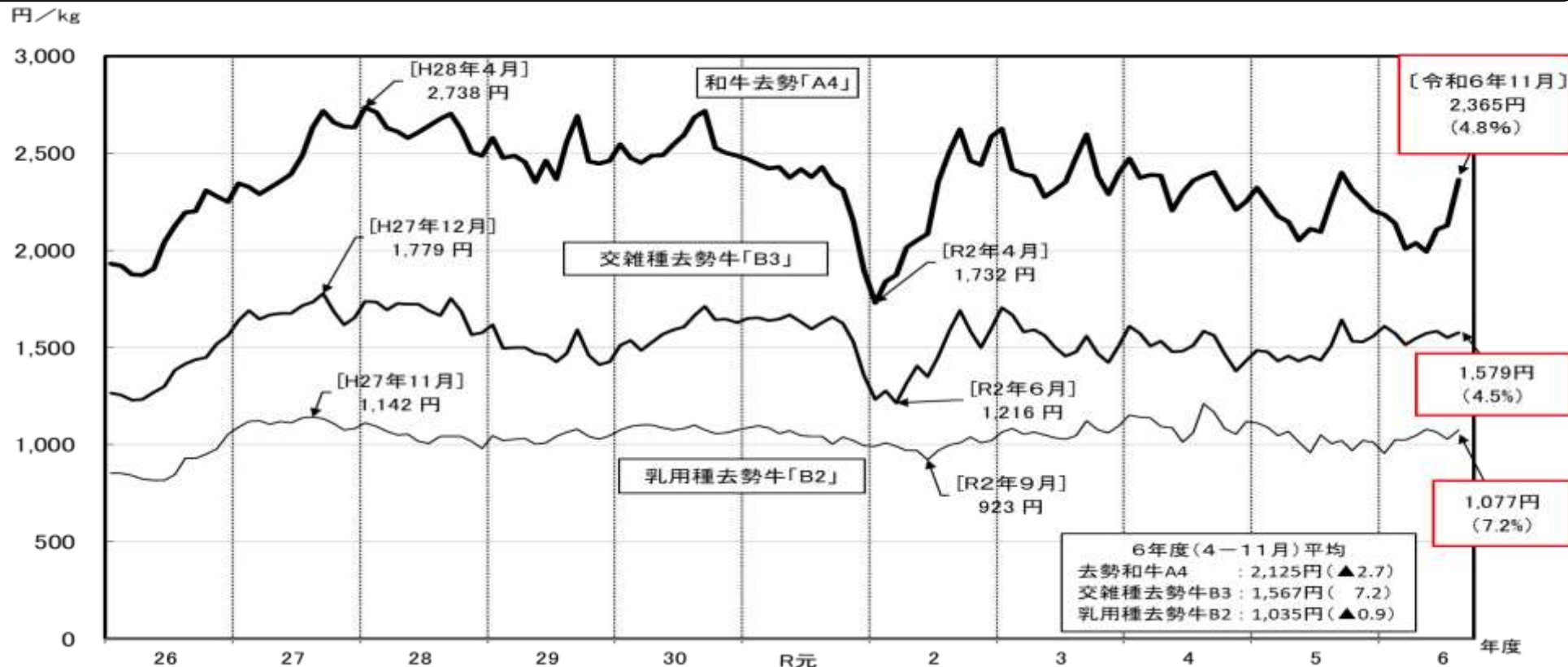


## 品種別牛肉生産量(部分肉ベース)の推移



# 牛枝肉卸売価格(中央10市場)の推移

- 令和元年度(4-2月)は、和牛の価格は、生産量の増加等を背景に軟調に推移していたが、2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド需要や外食需要の減退により大幅に低下。
- 令和2年5月に入り、経済活動の再開や輸出の回復に伴い上昇し、11月以降、和牛価格は前年を上回る水準で推移。
- 令和3年度の和牛価格は、前年を上回る又は前年並みで推移していたが、令和4年1月以降は年末需要の反動に加え、コロナ感染拡大がみられる中で、外食需要等が低迷し、前年を下回って推移。
- 令和4年度の和牛価格は、コロナの感染拡大や物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まり等の影響もあり、前年を下回って推移。
- 令和5年度及び6年度の和牛価格は、引き続き物価の上昇により、小売り向けの引き合いが弱まっていることなどから軟調に推移しているが、直近10月以降の和牛去勢A4価格は前年同月比を上回って推移。

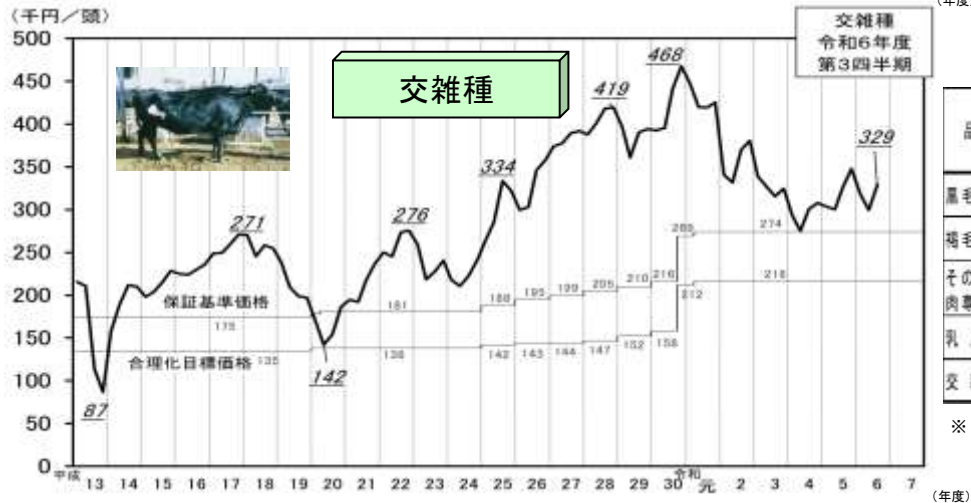
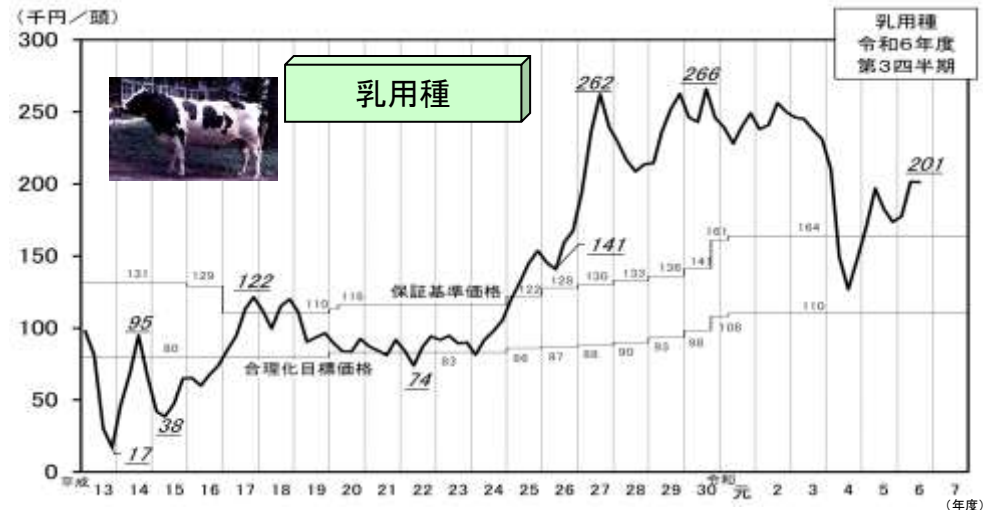
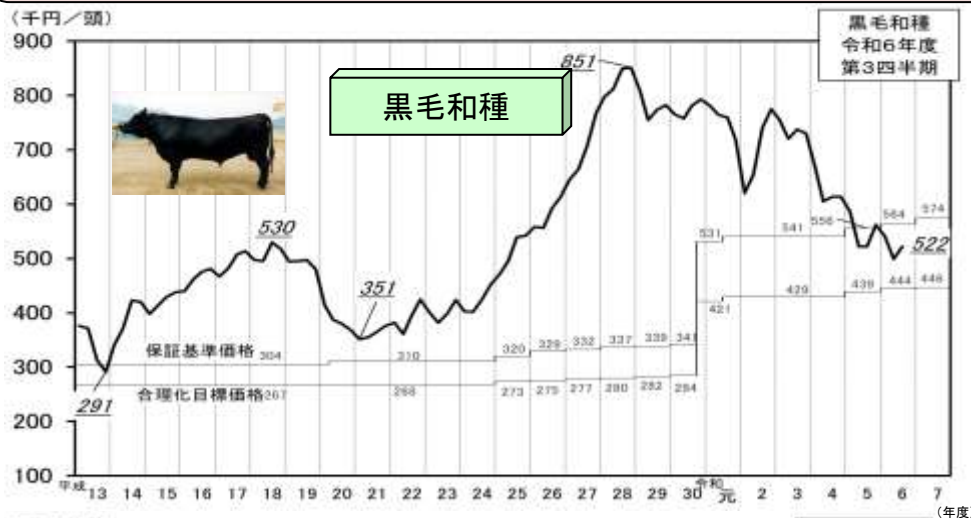


資料:農林水産省「畜産物流通統計」

注:()内は前年同月比。

# 肉用子牛価格の推移

- ・ 肉用子牛価格は、平成24年度以降、繁殖雌牛の減少による子牛の生産頭数減少及び枝肉価格の上昇に伴い上昇。
- ・ 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による枝肉価格の低下に伴い低下した。その後、枝肉価格の上昇に伴い回復したが、令和4年5月以降、再び下落。直近の令和6年度第3四半期は、黒毛和種が保証基準価格を下回って推移。



令和2～6年度補給金単価(単位:千円/頭)

| 品種           | R2年度      |           |           |           | R3年度      |           |           |           | R4年度      |           |           |           | R5年度      |           |           |           | R6年度      |           |           |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|              | 第1<br>四半期 | 第2<br>四半期 | 第3<br>四半期 | 第4<br>四半期 | 第1<br>四半期 | 第2<br>四半期 | 第3<br>四半期 | 第4<br>四半期 | 第1<br>四半期 | 第2<br>四半期 | 第3<br>四半期 | 第4<br>四半期 | 第1<br>四半期 | 第2<br>四半期 | 第3<br>四半期 | 第4<br>四半期 | 第1<br>四半期 | 第2<br>四半期 | 第3<br>四半期 |
| 黒毛和種         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 34.40     | 33.50     | 0         | 22.60     | 65.10     | 42.10     |
| 褐毛和種         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| その他の<br>肉専用種 | 22.70     |           |           |           | 8.20      |           |           |           | 67.63     |           |           |           | 90.50     |           |           |           |           |           |           |
| 乳用種          | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 14.50     | 36.60     | 15.90     | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 交雑種          | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |

※ 「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年(4月～3月)としている。

# 肉用牛飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、減少傾向で推移。主に小規模層で減少。
- ・ 飼養頭数は、平成29年から増加傾向で推移していたが、令和6年はわずかに減少。
- ・ 一戸当たり飼養頭数は増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- ・ 繁殖雌牛の飼養頭数は、平成28年から増加傾向で推移していたが、令和6年はわずかに減少。

| 区 分 / 年    |             | 28     | 29     | 30     | 31     | 31参考値<br>※注3 | 令和2<br>※注4 | 3      | 4      | 5      | 6      |
|------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------------|------------|--------|--------|--------|--------|
| 肉用牛        | 戸数(千戸)      | 51.9   | 50.1   | 48.3   | 46.3   | 45.6         | 43.9       | 42.1   | 40.4   | 38.6   | 36.5   |
|            | (対前年増減率)(%) | (▲4.6) | (▲3.5) | (▲3.6) | (▲4.1) | —            | (▲3.7)     | (▲4.1) | (▲4.0) | (▲4.5) | (▲5.4) |
|            | 頭数(千頭)      | 2,479  | 2,499  | 2,514  | 2,503  | 2,527        | 2,555      | 2,605  | 2,614  | 2,687  | 2,672  |
|            | (対前年増減率)(%) | (▲0.4) | (0.8)  | (0.6)  | (▲0.4) | —            | (1.1)      | (2.0)  | (0.3)  | (2.8)  | (▲0.6) |
|            | 1戸当たり(頭)    | 47.8   | 49.9   | 52.0   | 54.1   | 55.4         | 58.2       | 61.9   | 64.7   | 69.6   | 73.2   |
|            |             |        |        |        |        |              |            |        |        |        |        |
| うち<br>繁殖雌牛 | 戸数(千戸)      | 44.3   | 43.0   | 41.8   | 40.2   | 40.1         | 38.6       | 36.9   | 35.5   | 33.8   | 31.8   |
|            | 頭数(千頭)      | 589    | 597    | 610    | 626    | 605          | 622        | 633    | 637    | 645    | 640    |
|            | 1戸当たり(頭)    | 13.3   | 13.9   | 14.6   | 15.6   | 15.1         | 16.1       | 17.1   | 17.9   | 19.1   | 20.1   |
| うち<br>肥育牛  | 戸数(千戸)      | 11.7   | 11.3   | 10.8   | 10.2   | 10.1         | 10.0       | 9.7    | 9.5    | 9.5    | 9.6    |
|            | 頭数(千頭)      | 1,557  | 1,557  | 1,550  | 1,522  | 1,542        | 1,548      | 1,575  | 1,601  | 1,635  | 1,617  |
|            | 1戸当たり(頭)    | 133.1  | 137.8  | 143.5  | 149.2  | 152.7        | 155.1      | 161.7  | 168.8  | 171.7  | 168.7  |

資料：農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1：繁殖雌牛と肥育牛を重複して飼養している場合もあることから、両者の飼養戸数は肉用牛飼養戸数とは一致しない。

2：肥育牛は、肉用種の肥育用牛と、乳用種の和としている。

3：令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

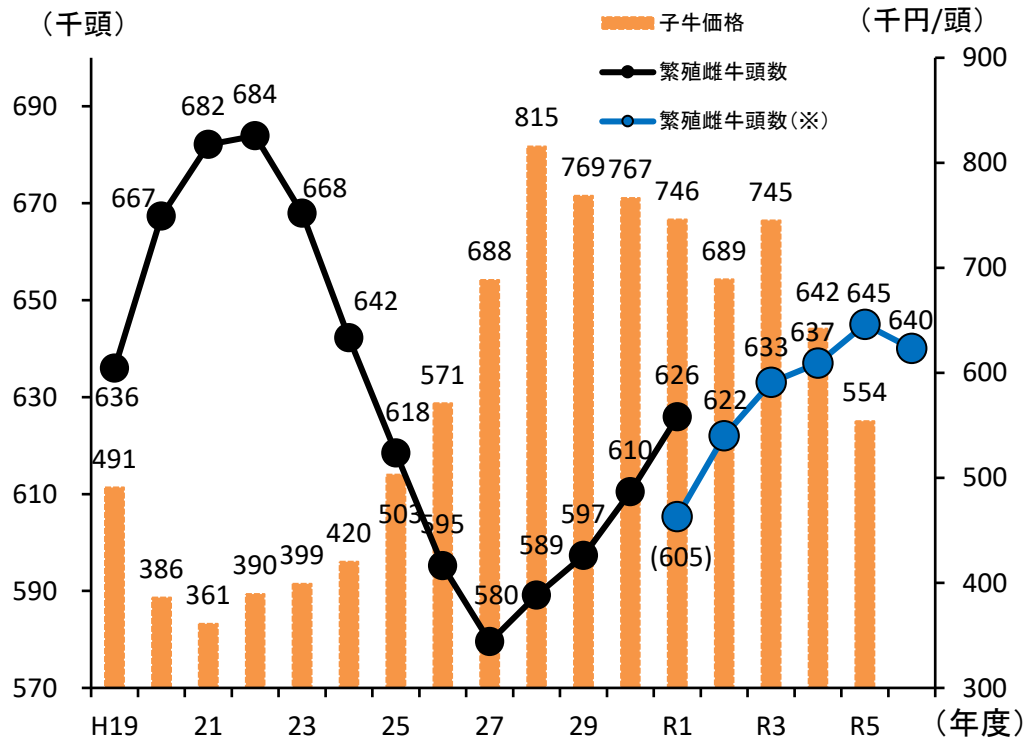
4：令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。



# 肉用牛繁殖雌牛の動向

- ・肉用牛繁殖雌牛の頭数は、各般の生産基盤強化対策の実施により、令和5年まで増加したものの、令和6年は64万頭と微減。
- ・雌牛の中で繁殖に仕向けられる割合については、令和2年度まで上昇傾向で推移したが、令和3年度以降低下し令和5年度は31%。

## 繁殖雌牛頭数及び子牛価格の推移

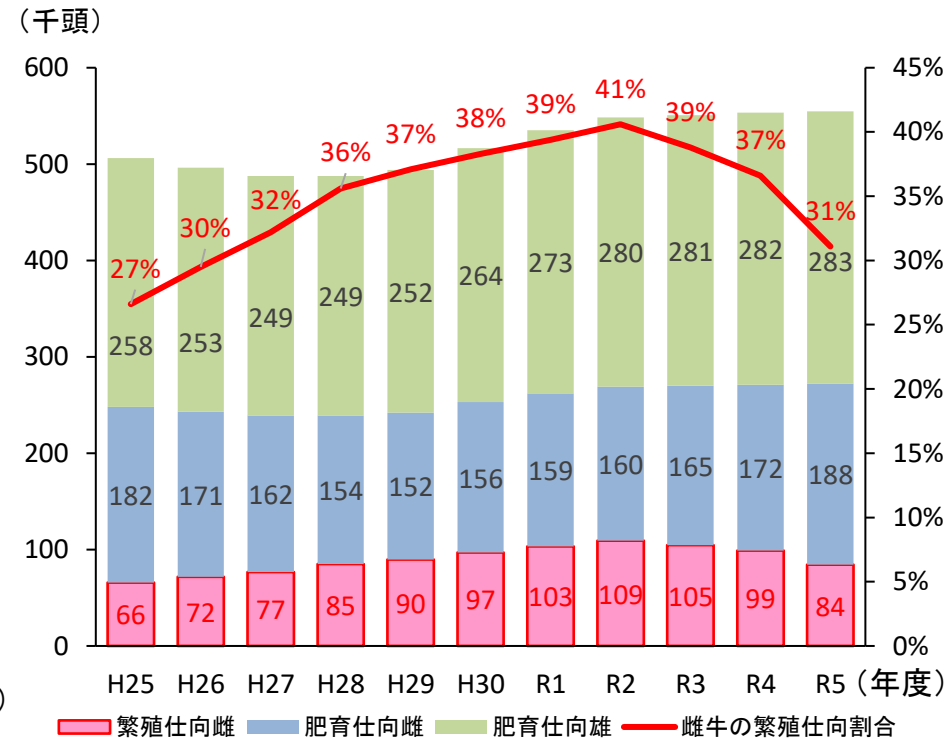


資料：農林水産省「※畜産統計」、農畜産業振興機構「肉用子牛取引状況」  
 ※R2年より統計手法が変更された。(R1年は変更後の統計手法による頭数を参考値として併記)

注：繁殖雌牛頭数は、各年2月1日時点の数値。

子牛価格は、黒毛和種(雄、雌)の年度平均価格。

## 肉専用種雌の繁殖仕向頭数・割合の推移(推計)



注1：肥育仕向頭数は、牛マルキンで17月齢時点で肥育牛に登録された頭数

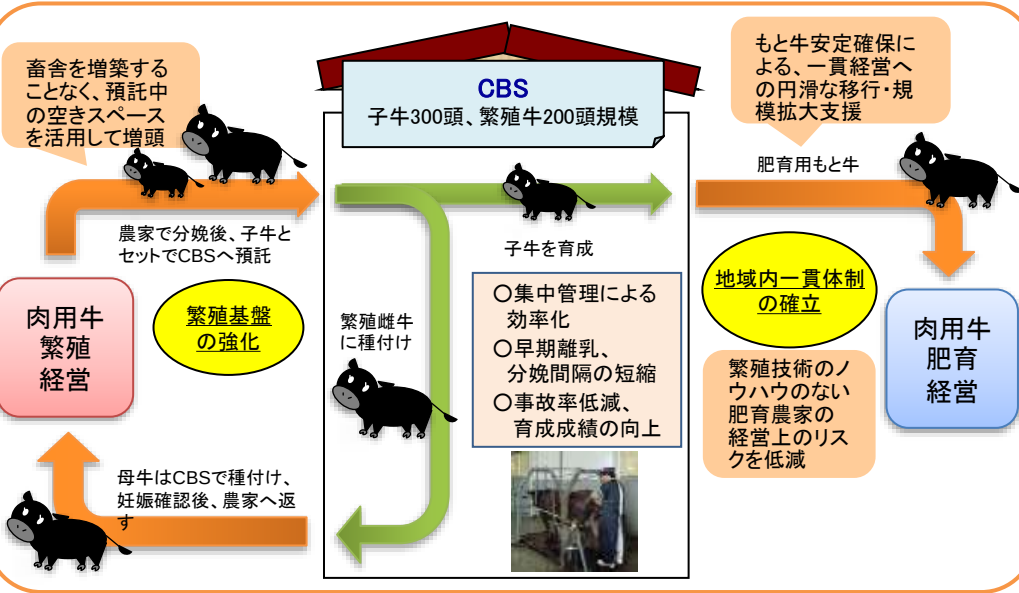
注2：繁殖仕向雌頭数は、雄：雌の出生割合が51:49として肥育仕向雄頭数から同時期の雌頭数を推計し、これから肥育仕向雌頭数を引いたもの

注3：雌繁殖仕向割合は、繁殖仕向雌頭数を肥育仕向雌頭数と繁殖仕向雌頭数の合計で除したもの

# 肉用牛生産基盤の強化に向けた取組

- 畜産クラスター事業により、子牛の育成部門を外部化して増頭を可能とするためのCBS(キャトルブリーディングステーション)やCS(キャトルステーション)の整備等を支援。
- 高齢の繁殖雌牛から増体や肉質に優れた若い繁殖雌牛へ更新を支援。

## CBSを活用した生産基盤強化の事例



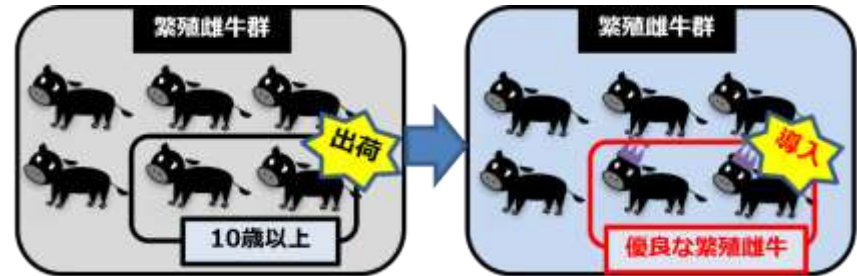
### 取組の効果

- 労働負担が軽減され、増築することなく繁殖牛の増頭が可能
- 集中管理による地域分娩回転率の向上
- 地域内一貫体制の確立
- 繁殖障害牛の有効活用

## 優良な繁殖雌牛への更新支援

- 高齢の繁殖雌牛から優良な繁殖雌牛に更新する場合、更新実績に応じた奨励金を交付

|     | 優良な繁殖雌牛 | 希少な父牛に由来する繁殖雌牛 |
|-----|---------|----------------|
| 奨励金 | 10万円/頭  | 15万円/頭         |



### 取組の効果

- 繁殖雌牛群の能力向上
- 肉質や増体に優れた子牛生産による販売価格の上昇

# ICTやロボット技術の活用等による繁殖経営の生産性の向上、省力化の推進

- ・ 肉用牛生産基盤の強化を図る上で、繁殖雌牛の分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減、労働負担の軽減を図ることが重要。
- ・ このため、ICT等の新技術を活用した発情発見装置や分娩監視装置、哺乳ロボット等の機械装置の導入を支援し、繁殖経営における生産性の向上と省力化を推進。

発情発見装置



分娩監視装置



哺乳ロボット



| 機械装置 | 発情発見装置                                                                   | 分娩監視装置                                                           | 哺乳ロボット                                                                |
|------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 導入前  | 毎日一定時間の発情監視が必要(夜間の発情見落とし等の懸念)                                            | 分娩が近い牛について、事故がないように24時間体制で監視                                     | 子牛1頭毎に1日2回以上哺乳するための労力と時間が必要                                           |
| 導入後  | 発情が自動的にスマホ等に通知されるため、監視業務の軽減や分娩間隔の短縮に効果<br>Ex: 導入後、分娩間隔349日まで短縮(全国平均405日) | 分娩が始まると自動的に連絡が来るため、長時間の監視業務が軽減<br>Ex: 導入後、分娩事故率が大幅に減少(2.2%→0.3%) | 子牛が欲しい時に自動的に哺乳されるため、省力化とともに、子牛の発育向上に効果<br>Ex: 導入後、子牛の哺乳に係る労働時間が80%低減。 |



# 肉用子牛対策の概要

- ・ 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の全国平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付(肉用子牛生産者補給金)。
- ・ また、補給金制度を補完するため、令和6年度において、和子牛のブロック別平均価格が発動基準を下回った場合、飼養管理向上に取り組む生産者に発動基準に応じた定額の奨励金を交付(優良和子牛生産推進緊急支援事業)。

## 【黒毛和種の場合】

＜令和6年1～3月＞

60万円(発動基準:ブロック別平均)

＜令和6年4月～令和7年3月＞

【令和6年度所要額：662億円】

### 和子牛生産者 臨時経営支援事業

黒毛和種のブロック別平均価格※が  
60万円を下回った場合、  
差額の3/4を支援

※ 4ブロック  
・「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」  
・極端に価格が高い都道府県は単独で平均価格を計算

### 優良和子牛生産推進緊急支援事業

黒毛和種のブロック別平均価格※が  
60万円を下回った場合、  
飼養管理向上に取り組む生産者に  
発動基準に応じた定額の奨励金を交付

※ 4ブロック  
(極端に価格が高い都道府県は単独で、平均価格を計算)

| 発動基準(税込) | 奨励金単価 |
|----------|-------|
| 60万円未満   | 1万円/頭 |
| 58万円未満   | 2万円/頭 |
| 57万円未満   | 3万円/頭 |

【飼養管理向上の取組】  
・ 疾病防止のワクチン接種  
・ 駆虫・防虫対策  
・ 寒冷・暑熱対策  
・ 飼料効率の改善  
・ 発情発見機等の活用 等

55万4千円(令和6年度保証基準価格:全国一本)

55万6千円(令和5年度保証基準価格:全国一本)

8千円引き上げ

### 肉用子牛生産者補給金

黒毛和種の平均売買価格(全国平均)が保証基準価格を下回った場合に、その差額の10/10を国から生産者補給金として交付。

# 肉用子牛生産者補給金制度

- 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付(肉用子牛生産者補給金制度)。

## 肉用子牛生産者補給金制度

- 肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定。その他肉専用種は年度ごと)が保証基準価格を下回った場合に、その差額の10/10を国から生産者補給金として交付
- さらに平均売買価格が合理化目標価格を下回った場合には、その差額の9/10を生産者積立金から生産者補給金として交付

保証基準価格及び合理化目標価格(令和6年度)(単位:千円/頭)

|         | 黒毛和種 | 褐毛和種 | その他肉専用種 | 乳用種 | 交雑種 |
|---------|------|------|---------|-----|-----|
| 保証基準価格  | 564  | 514  | 328     | 164 | 274 |
| 合理化目標価格 | 444  | 404  | 258     | 110 | 216 |

### [生産者積立金]

- 負担割合 国:1/2、県:1/4、生産者:1/4
- 1頭当たりの生産者積立金(うち生産者負担金)

黒毛和種: 1,600円/頭 (400円/頭)

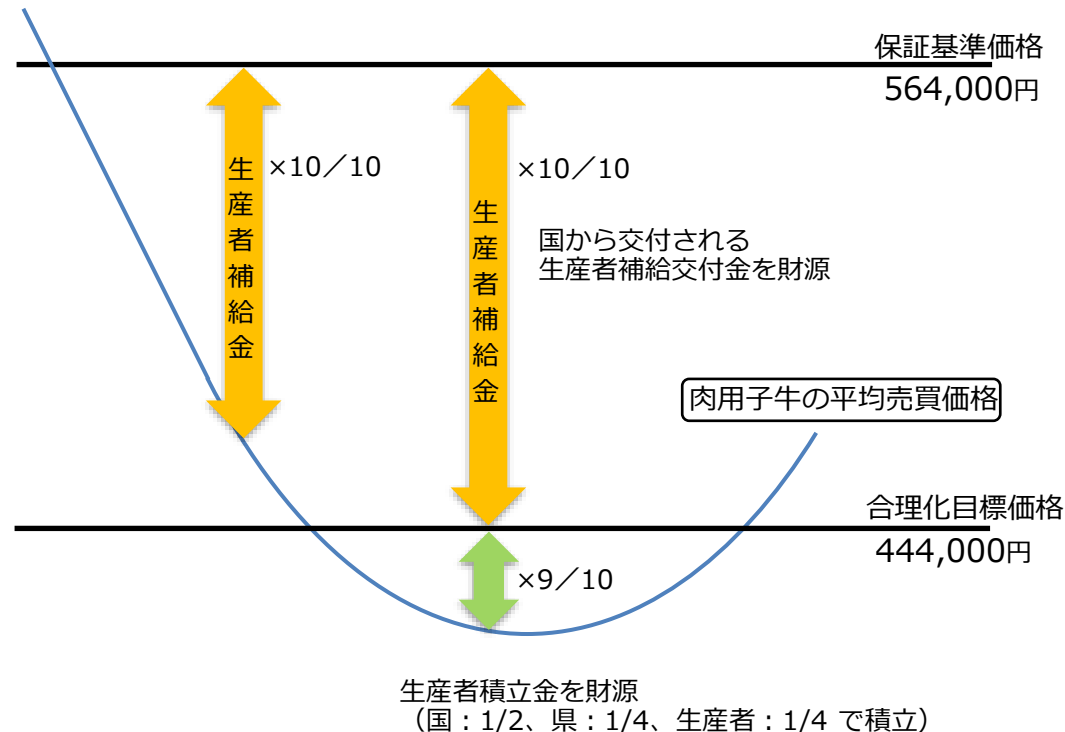
褐毛和種: 6,000円/頭 (1,500円/頭)

その他肉専用種: 18,800円/頭 (4,700円/頭)

乳用種: 6,800円/頭 (1,700円/頭)

交雑種: 3,200円/頭 (800円/頭)

## 【黒毛和種の場合】



《R6年度所要額:662億円》

# 優良和子牛生産推進緊急支援事業(令和6年度)

## 1 事業の目的

肉用子牛の価格が大幅に下落し、生産者の経営環境が悪化しており、生産者の意欲低下により肉用牛生産基盤の弱体化が懸念されるため、飼養管理の向上に取り組む和子牛生産者を緊急的に支援する。

## 2 事業の内容

市場等で取引される和子牛のブロック別平均価格※が、発動基準（下表）を下回った場合に、飼養管理向上のための取組メニューを行う生産者が販売した和子牛に対して、奨励金を交付する。

|              |          |       |       |       |
|--------------|----------|-------|-------|-------|
| 発動基準<br>(税込) | 黒毛和種     | 60万円  | 58万円  | 57万円  |
|              | 褐毛和種     | 55万円  | 53万円  | 52万円  |
|              | その他の肉専用種 | 35万円  | 33万円  | —     |
| 必要取組数        |          | 2つ    | 3つ    | 4つ    |
| 奨励金単価        |          | 1万円/頭 | 2万円/頭 | 3万円/頭 |

※1: 黒毛和種は、「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」の4ブロックとし、全国平均に対して著しく高い価格(偏差値70(平均+2標準偏差)以上)となっている都道府県については、ブロック別平均価格の計算から除外し、単独で平均価格を計算

※2: 褐毛和種及びその他の肉専用種は全国1ブロック

※3: 黒毛和種、褐毛和種は四半期毎、その他の肉専用種は年度で計算

＜飼養管理向上のための取組メニュー＞

| 母子共通メニュー  |              | 子牛メニュー          | 母牛メニュー        |
|-----------|--------------|-----------------|---------------|
| ・ 飼料効率の改善 | ・ 添加物による栄養補助 | ・ 疾病防止のワクチン接種   | ・ 疾病防止のワクチン接種 |
| ・ 駆虫・防虫対策 | ・ 寒冷・暑熱対策    | ・ 疾病の早期治療       | ・ 発情発見機等の活用   |
| ・ 牛体管理の徹底 |              | ・ 栄養状態を強化する人工哺乳 | ・ 高度な栄養管理     |

## 3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体

## 4 実施期間 令和6年4月から令和7年3月まで

## 5 発動実績（※飼養管理向上のための取組を4つ以上行った場合の奨励金単価）

|             | 黒毛和種      |           |           |     |           | 褐毛和種 | その他の肉専用種 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----|-----------|------|----------|
|             | 北海道       | 東北        | 本州関東以西・四国 | 兵庫県 | 九州・沖縄     |      |          |
| 令和6年4月～6月   | 10,000円／頭 | 30,000円／頭 | 30,000円／頭 | —   | 30,000円／頭 | —    | —        |
| 令和6年7月～9月   | 30,000円／頭 | 30,000円／頭 | 30,000円／頭 | —   | 30,000円／頭 | —    | —        |
| 令和6年10月～12月 | 30,000円／頭 | 30,000円／頭 | 30,000円／頭 | —   | 30,000円／頭 | —    | —        |

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

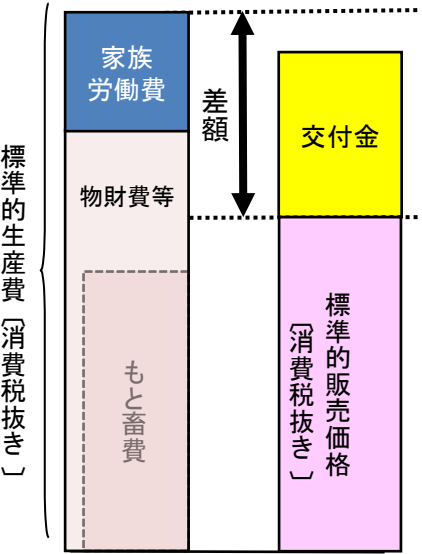
《制度の内容》

- ①負担割合  
②補填割合
- 国：生産者＝3：1  
標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、  
標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価  
④対象者
- 肉専用種：5,000円～31,000円／頭  
交雑種：13,000円／頭  
乳用種：10,000円／頭  
肥育牛生産者

《令和6年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和7年1月支払分:11月販売牛)



| 品種   | 区域  |      | 交付金単価<br>(概算払) |
|------|-----|------|----------------|
| 肉専用種 | 北海道 |      | 34,905         |
|      | 東北  | 青森県  | —              |
|      |     | 岩手県  | —              |
|      |     | 宮城県  | —              |
|      |     | 秋田県  | —              |
|      |     | 山形県  | —              |
|      |     | 福島県  | —              |
|      | 関東  | 茨城県  | 8,039          |
|      |     | 栃木県  | 12,375         |
|      |     | 群馬県  | 19,985         |
|      |     | 埼玉県  | 15,757         |
|      |     | 千葉県  | —              |
|      |     | 東京都  | 8,961          |
|      |     | 神奈川県 | 8,087          |
|      |     | 山梨県  | —              |
|      |     | 長野県  | —              |
|      | 静岡県 | —    |                |

| 品種   | 区域 |       | 交付金単価<br>(概算払) |
|------|----|-------|----------------|
| 肉専用種 | 北陸 | 新潟県   | —              |
|      |    | 富山県   | —              |
|      |    | 石川県 ☆ | —              |
|      |    | 福井県   | —              |
|      | 東海 | 岐阜県   | —              |
|      |    | 愛知県   | —              |
|      |    | 三重県   | —              |
|      | 近畿 | 滋賀県   | —              |
|      |    | 京都府   | 26,063         |
|      |    | 大阪府   | —              |
|      |    | 兵庫県 ☆ | —              |
|      |    | 奈良県   | 9,803          |
|      |    | 和歌山県  | —              |
|      | 中国 | 鳥取県   | —              |
|      |    | 島根県   | —              |
|      |    | 岡山県   | —              |
| 広島県  |    | —     |                |
| 山口県  |    | —     |                |

| 品種   | 区域 |      | 交付金単価<br>(概算払) |
|------|----|------|----------------|
| 肉専用種 | 四国 | 徳島県  | —              |
|      |    | 香川県  | —              |
|      |    | 愛媛県  | —              |
|      |    | 高知県  | —              |
|      | 九州 | 福岡県  | 4,838          |
|      |    | 佐賀県  | 2,613          |
|      |    | 長崎県  | 1,153          |
|      |    | 熊本県  | 14,954         |
|      |    | 大分県  | 3,685          |
|      |    | 宮崎県  | —              |
|      |    | 鹿児島県 | —              |
| 沖縄県  |    | —    |                |
| 交雑種  |    |      | —              |
| 乳用種  |    |      | 32,900         |

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。  
注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。  
注3: 概算払では、配合飼料価格安定制度での補填の有無が未確定のため、過払い防止の観点から7,000円/頭を控除。四半期の最終月の交付金で精算

牛マルキンはWebでも⇒⇒

